

佐世保市

歯・口腔の健康づくり推進計画



佐世保市

～おいしい食事と楽しい会話で、 生涯つづく“健口生活”～を目指して



歯と口腔の健康は、自分の歯でしっかりと噛むことを可能にし、バランスの取れた食生活を送ることを可能にします。さらに、肥満や糖尿病といった生活習慣病の予防につながるなど、全身の健康づくりと密接に関わっています。

現在、市民の平均寿命が延伸している中、健康で生きがいを持ち自立して暮らすことができる期間、いわゆる「健康寿命」を延伸することが求められています。歯と口腔には、食事や会話など生活の基礎となる大切な機能があり、この健康を保つことは、生活の質を高め、健康寿命の延伸にもつながります。

本市では、すべての市民が生涯にわたり自らむし歯、歯周病等の歯科疾患の予防に取り組むとともに、適切な時期に必要な歯科検診等の口腔保健サービスや医療を受けることができる環境が整備されることを基本理念とする「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例」を平成24年3月に制定しました。

条例に基づき、市民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、佐世保市歯科保健大綱と佐世保市歯科保健基本計画の理念を受け継ぐ「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」を策定しました。

本計画の基本理念である「おいしい食事と楽しい会話で、生涯つづく“健口生活”」の実現を目指し、市民の皆さんとともに歯・口腔の健康づくりを推進していきたいと考えていますので、今後とも、皆さまのご理解とご協力を願い申し上げます。

終わりに、今回の計画の策定において、熱心にご審議をいただきました佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会及び計画策定部会の委員の皆さんをはじめ、専門的立場からご指導とご協力をいただいたすべての関係者の方々に、心からお礼を申し上げます。

平成25年3月
佐世保市長

朝長則男

目 次

計画策定の背景	1
第1章 総論	
1. 計画策定の目的	2
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の構成	3
4. 計画の期間	3
第2章 市民の歯・口腔の現状と課題	
各ライフステージにおける現状と課題	4
A 妊産婦期（妊娠中～産後1年間）	5～6
B 乳幼児期（0～5歳）	7～10
C 学齢期（6～18歳）	11～13
D 成人期（19～64歳）	14～17
E 高齢期（65歳以上）	14～17
F 要援護高齢者、障がい者、障がい児	18～19
第3章 基本計画	
1. 基本理念	20
2. 計画の体系	20
3. 基本目標	21
(1) 歯科疾患の予防	21～22
(2) 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上	23
(3) 定期的に口腔保健サービスを受けることが困難な者に 対する歯科口腔保健	24
4. 市民、関係者、行政の役割	25
A 妊産婦期	26
B 乳幼児期	27
C 学齢期	28
D 成人期	29
E 高齢期	30
F-1 要援護高齢者	31
F-2 障がい者	32
F-3 障がい児	33
5. 市の施策	34
(1) 市の施策体系	34～35
(2) 重点施策目標	36
6. 計画の推進体制	37

資料編

1. 用語解説	38~39
2. 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画 基本目標に係る目標値の考え方	40~41
3. 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画 策定経過	42~43
4. 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会	
(1) 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会委員名簿	44
(2) 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画策定部会委員名簿	45
(3) 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画の策定に関して (訪問・答申)	46
(4) 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例	47~50
5. 歯科口腔保健の推進に関する法律	51~53
6. 長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例	54~57

参考資料

佐世保市歯科保健事業基本計画及び第4次実施計画の評価	58~69
----------------------------	-------

佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画

計画策定の背景

本市では、平成8年8月に本市における歯科保健の長期行動計画として「佐世保市歯科保健大綱（以下「大綱」という。）」を策定しました。

大綱では、歯科保健の普及啓発、健診受診率の向上、要援護高齢者や障がい者に対する歯科保健の向上など8つの方針を掲げるとともに、妊娠婦期・胎児期、乳幼児期、学童期、思春期、成人期、高齢期のライフステージごとの基本理念や対応策などを定めました。

さらに、平成12年4月に、大綱を具体化させた「佐世保市歯科保健事業基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、「① 生涯おいしく、楽しく食事をすることができる」、「② 歯科疾患が生活に支障をきたす原因とならない」、「③ 口もとを気にせず、機能的にも問題がなく楽しい会話をすることができる」といった3つの基本目標を定め、妊娠婦期、0～11歳、12～19歳、20～64歳及び65歳以上の各ライフステージと、「障がい児」、「要援護高齢者・障がい者」の分野に分けて、個別の目標と、その条件や優先順位を定め、それらの具体的な目標値を定めています。

基本計画は、平成22年3月に、「けんこうシップさせぼ21」の計画期間延長等に伴い、計画の終期を平成21年度から平成24年度に3年間延長しました。

また、基本計画の下には、基本計画の具体的実施を図るために、行政が取り組む年度別歯科保健事業を定めた「実施計画」を定めました。第1次実施計画は、平成12～14年度、第2次は平成15～17年度、第3次は18～21年度、第4次は22～24年度として、歯科保健事業に取り組んできました。

そして、平成24年3月23日には、市民の歯科疾患の有病率の低下を図り、市民の健康増進に寄与することを目的として、「歯科口腔保健の推進に関する法律」及び「長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例」の趣旨に基づき、「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例」を制定し、同年4月1日に施行しました。

本市では、当条例に基づき計画を策定し、市民の歯・口腔の健康づくりを推進していきます。

※口腔・・・口から喉（のど）までの部分

第1章 総論

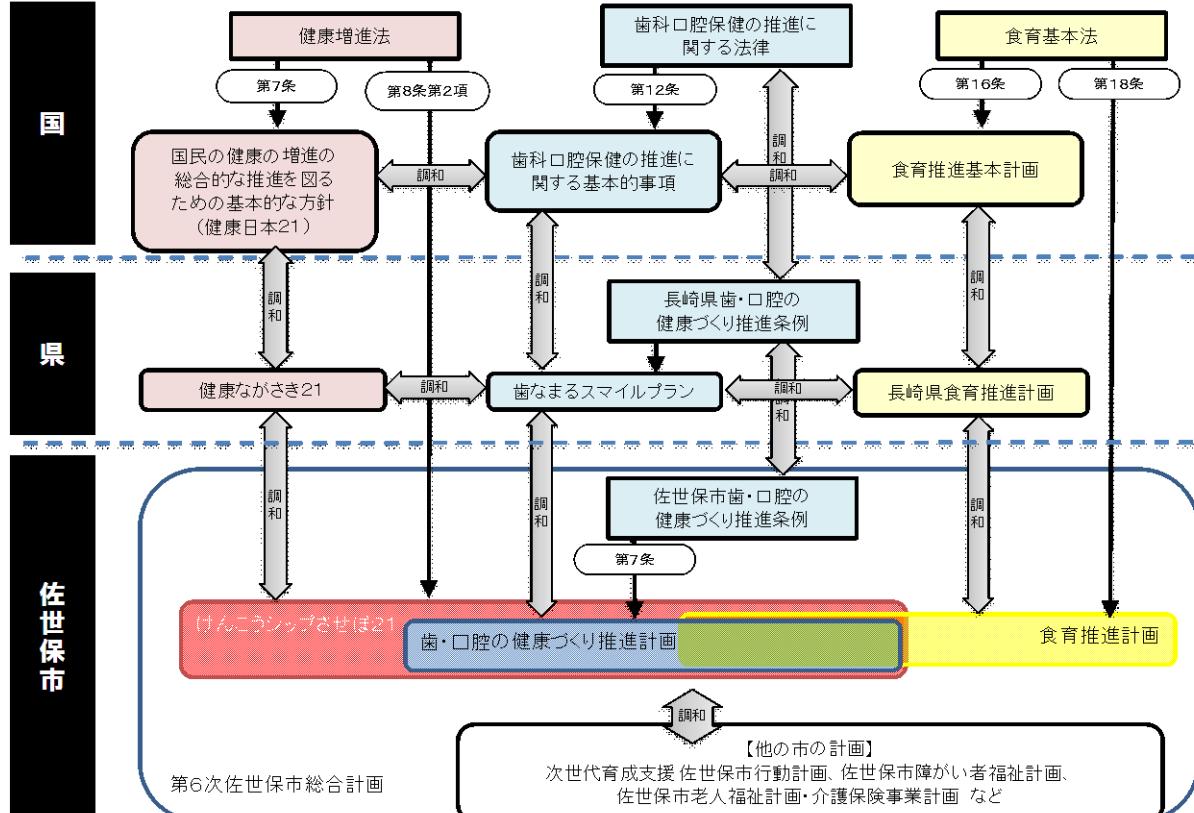
1 計画策定の目的

「第6次 佐世保市総合計画」の一つの柱（政策）である「健康で安心して暮らせる福祉のまち」を実現するために、歯・口腔の健康づくりに関し、市民が自らむし歯、歯周病などの歯科疾患の予防に取り組むとともに、家庭、地域、学校、職場、医療機関、行政などが一体となってこれを支援し、歯科疾患の有病率の低下を図り、健康増進に寄与することを目的として、「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」を定めます。

本計画は、「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例」（平成24年4月1日施行）第7条の規定に基づく計画であるとともに、「佐世保市歯科保健大綱」と、平成24年度までの「佐世保市歯科保健事業基本計画」の理念を受け継ぐ計画です。

2 計画の位置付け

本計画は、本市の健康づくりの総合的な計画である「第2次 けんこうシップさせぼ21」に包含され、国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」と県の「歯なまるスマイルプラン」との調和を保った計画とします。



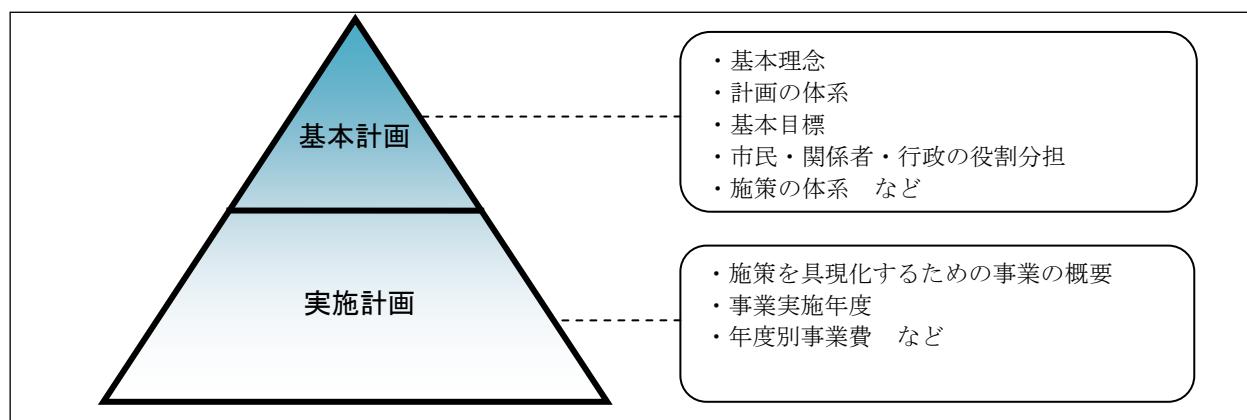
3 計画の構成

本計画は、「基本計画」と「実施計画」とで構成します。

基本計画は、歯・口腔に関する健康づくり施策の基本的な方向性を示すもので、今後10年間で達成したい目標などについて定めます。

また、基本計画に掲げる目標の指標については、できる限り全国や他都市と比較可能なデータを活用し、評価する時点において、市民の歯・口腔の健康状態のレベルを客観的に判断できるようにします。

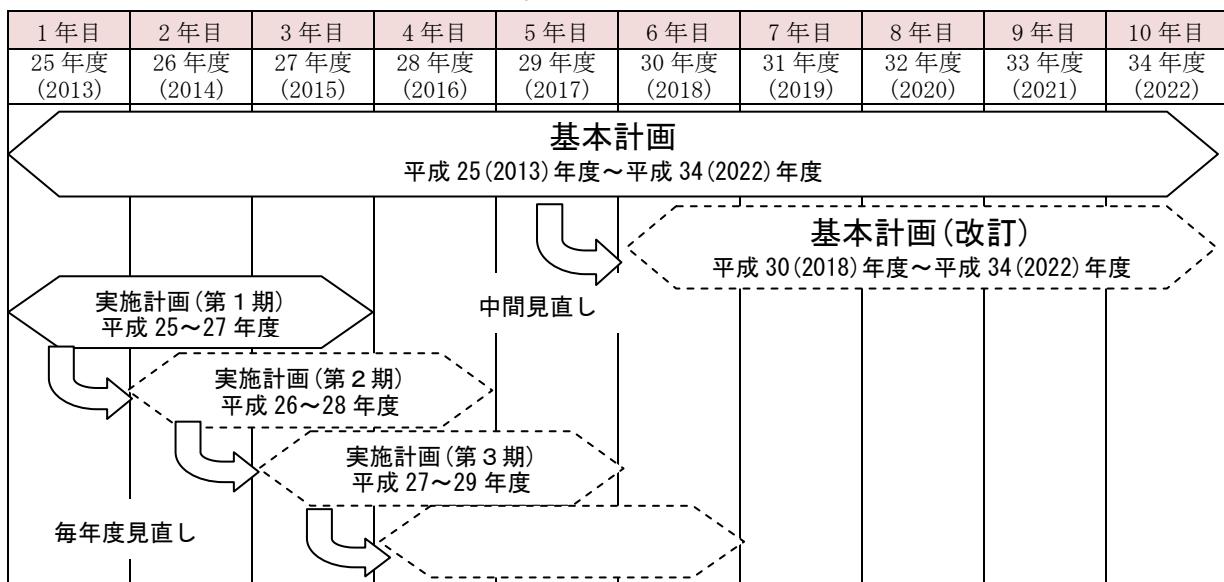
実施計画は、基本計画に示す基本的施策を具現化するために必要な市がおこなう事業について定めます。



4 計画の期間

基本計画の計画期間は、国の「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」や、「第2次けんこうシップさせぼ21」との整合をとり、計画期間を平成25年度から平成34年度までの10年間とし、社会情勢の変化や、制度の改正などを踏まえ、中間年度（平成29年度）に進捗状況の点検をおこない、必要に応じて見直しをおこないます。

実施計画の計画期間は、3年間とし、事業の評価結果や財政状況などを踏まえ、毎年ローリング方式で策定します。



第2章 市民の歯・口腔の現状と課題

《各ライフステージにおける現状と課題》

歯・口腔は、乳歯の生え始めから、乳歯が永久歯へ生え変わるなど、状態が変化していくとともに、生活習慣の変化や、法に基づくライフステージ毎の歯科保健の制度など、歯・口腔の健康づくりを取り巻く環境は大きく変化していきます。

このように、それぞれ特徴や課題が異なるため、次のライフステージ、分野別に現状と課題を整理しました。

- A 妊産婦期（妊娠中～産後1年間）
- B 乳幼児期（0～5歳）
- C 学齢期（6～18歳）
- D 成人期（19～64歳）
- E 高齢期（65歳以上）
- F 要援護高齢者、障がい者、障がい児



A 妊産婦期（妊娠中～産後1年間）

ア 特徴

- ◆生まれてくる子どもの歯は、妊娠中、母親のお腹の中にいるときから作り始められており、妊娠中の食生活は、子どもの歯の質を高め、丈夫な歯を育てるためにも大きな意味を持ちます。
- ◆妊娠中は、ホルモンバランスが変化し、口腔の環境が変化しやすくなるとともに、つわりなどの体調の変化から毎日の歯磨きが徹底できない状態が続き、口腔内が不潔になります。そのため、むし歯や歯周病にかかりやすい状態になります。
- ◆出産後は、授乳や子どもの世話によって、親の生活リズムが不規則になります。間食が増えたり、歯磨きが疎かになることがあります。引き続きむし歯や歯周病に注意が必要です。
- ◆スプーンなどの共有・噛み与えや過度なスキンシップなどにより、親の口腔内の細菌は、子どもに移ります。
- ◆早期にむし歯や歯周病などの歯科疾患を発見し、適切な指導や治療を受けることは、自分自身はもとより、生まれてくる子どもの歯・口腔の健康につながります。
- ◆女性に多い骨粗しょう症は、歯を支える骨をもろくし、歯周病の悪化を進めます。妊娠中はお腹の中の子どもに栄養が行ってしまい骨量が低下することもあります。カルシウムをはじめ、バランスの良い食事を意識することが必要です。

イ 現状と課題

妊娠婦期における歯科健診受診率は、少しづつ増加しているものの、30%台で推移しています。（図1）

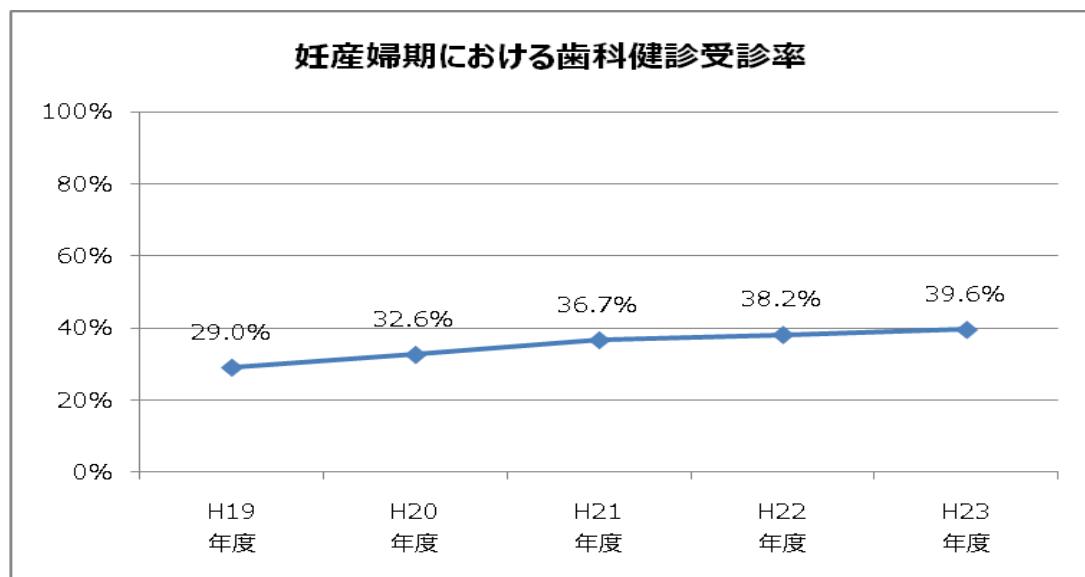


図1 (10ヶ月児歯科育児相談事業 問診より)

また、むし歯の原因菌が周りの大人から子に移るのを知っている妊婦の割合は88.5%であり、徐々に増加しています（図2）。

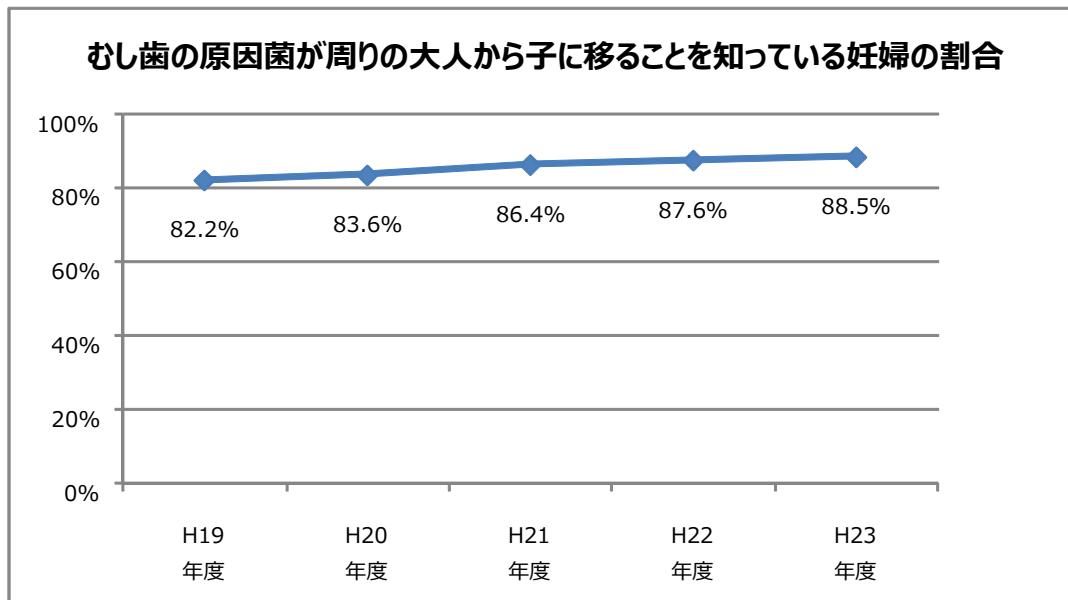
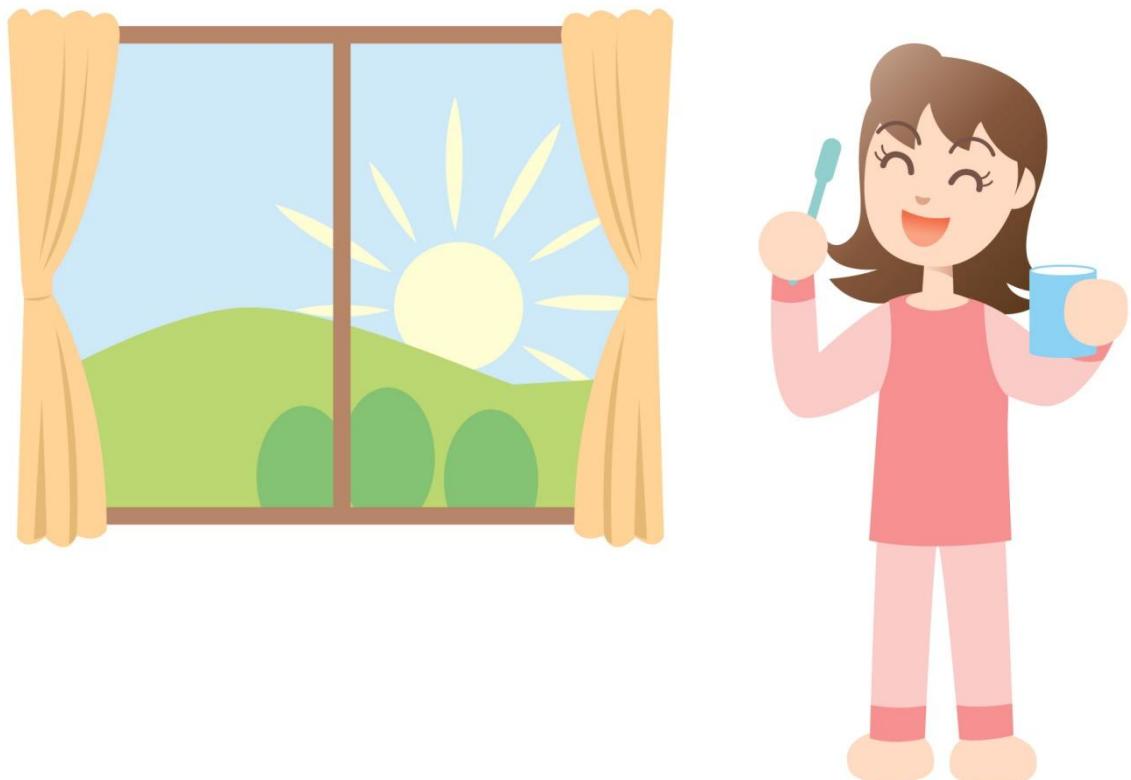


図 2

（マタニティ学級より）



B 乳幼児期（0～5歳）

ア 特徴

- ◆乳歯は、生後6か月頃から生えはじめ、3歳頃までに全ての歯が生えそろいます。生えて間もない歯は、十分に硬くなつておらず、むし歯になりやすい状態ですので、専門家によるむし歯予防と、初期のむし歯の早期発見・早期治療のために、かかりつけ歯科医を持つことが重要です。
- ◆むし歯の要因は、歯の質、*細菌、*食物の3つです。それぞれの要因が重なることで、むし歯が発生します。それぞれの要因を、フッ化物応用と*シーラント上、歯みがき、糖分を含む食品の摂取を減らすことなどが、むし歯の予防につながります。
- ◆食習慣や*咀嚼機能を確立する重要な時期であり、*不正咬合の原因となる指しやぶりや頬づえなどの改善や、よく噛む習慣を身につけることが必要です。

イ 現状と課題

乳幼児のむし歯（乳歯のむし歯）、は年々減少しています。

むし歯がある1歳6か月児の割合は、平成22年度、佐世保市では2.13%で、全国の平均値（2.34%）より、若干良い状況でした。（図3）

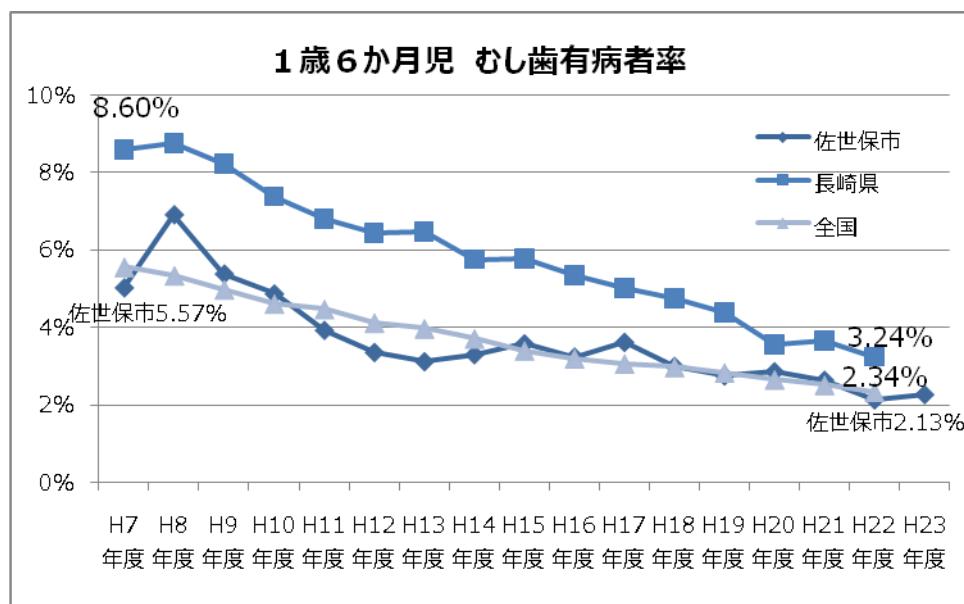


図3 （1歳6か月児健康診査より）

*細菌・・・むし歯の原因菌

*食物・・・砂糖などの糖分

*シーラント・・・むし歯になりやすい臼歯の溝を埋める方法

*咀嚼・・・食べ物を歯で噛み碎くこと

*不正咬合・・・歯並びや咬み合わせの状態が良くないこと

むし歯がある3歳児の割合は、平成22年度、佐世保市では31.0%で、全国の平均値（21.5%）に比べ悪い状況です。（図4）

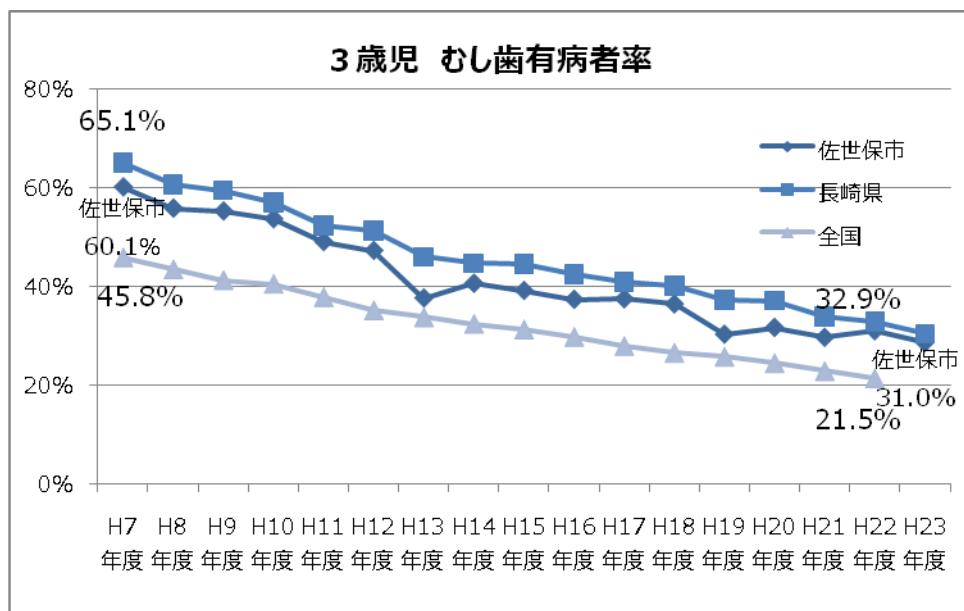


図4 (3歳児健康診査より)

むし歯本数別的人数割合は、むし歯のない者（0本の者）が71.5%である一方、5本以上の者が7.8%であり、むし歯の多い者を減少させるための取り組みが必要であると考えられます。（図5）

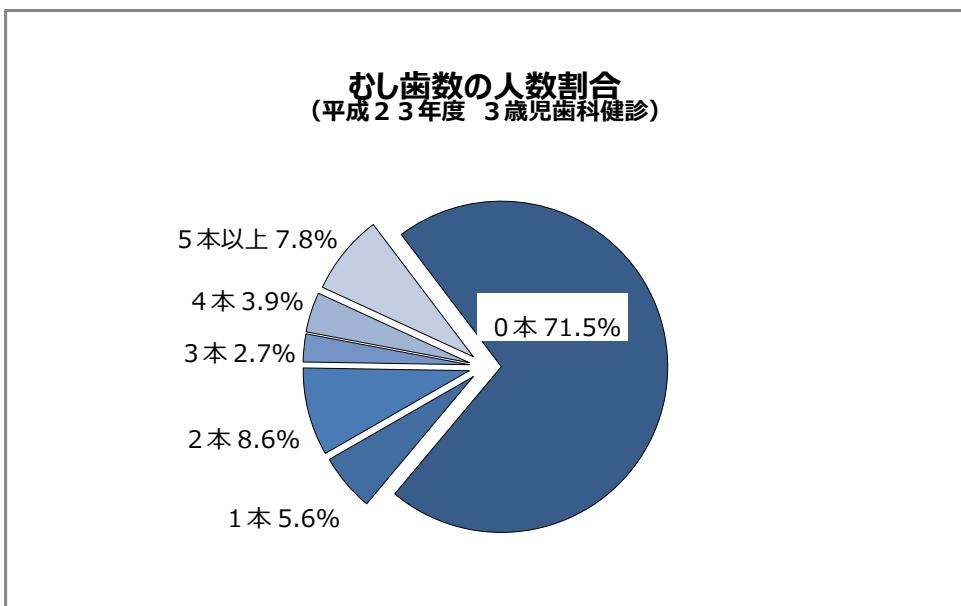


図5 (3歳児健康診査より)

3歳児のフッ化物を利用したむし歯予防（歯磨剤、塗布、洗口）を実践している者の割合は、少しづつ増加しています。（図6）

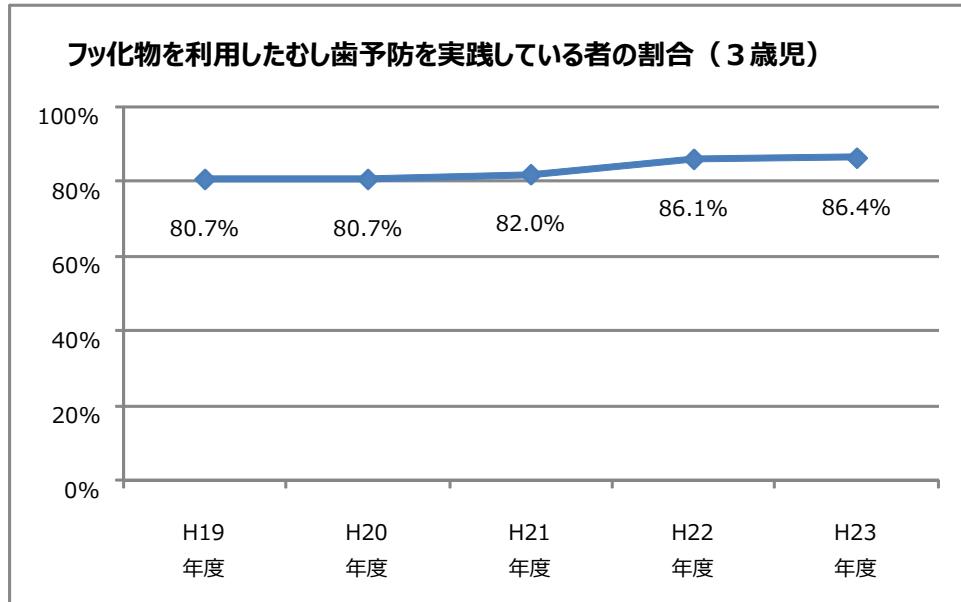


図6 (3歳児健康診査より)

フッ化物洗口を実施している保育所・幼稚園の割合は、30%台を推移して横ばい状態ですが、実施施設における洗口実施人数は少しづつ増加しています。（図7）

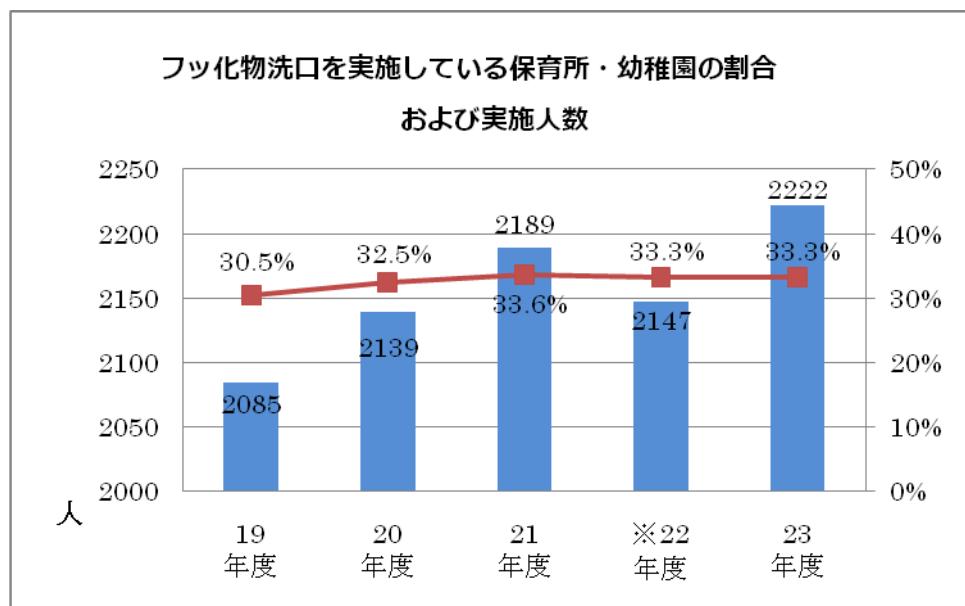


図7 (良い歯の優良園表彰調査より)

※2010（H22）より合併した江迎町、鹿町町の園も含む

ふせいこうごう

不正咬合がある3歳児の割合は10.9%で、平成19年度から大きな変化はみられません。全国の平均値は、11.0%（厚生労働省：平成21年度歯科健康診査に係る実施結果より）であり、全国とほぼ同水準です。（図8）

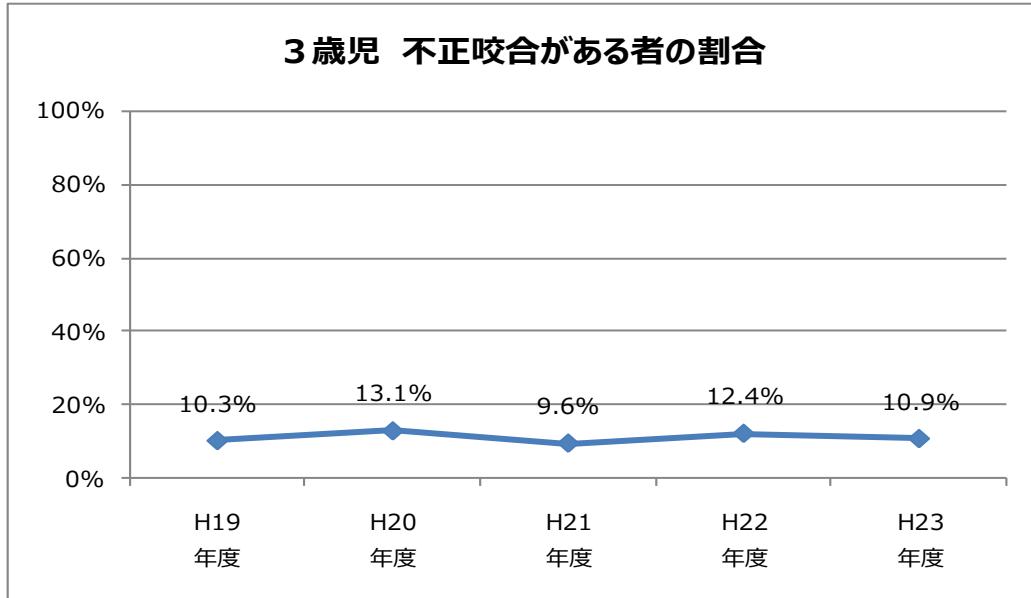


図8 (3歳児健康診査より)

1歳6か月児において、食事の時によく噛んでいる者の割合は、平成19年度から50%台の状態が続いています。（図9）

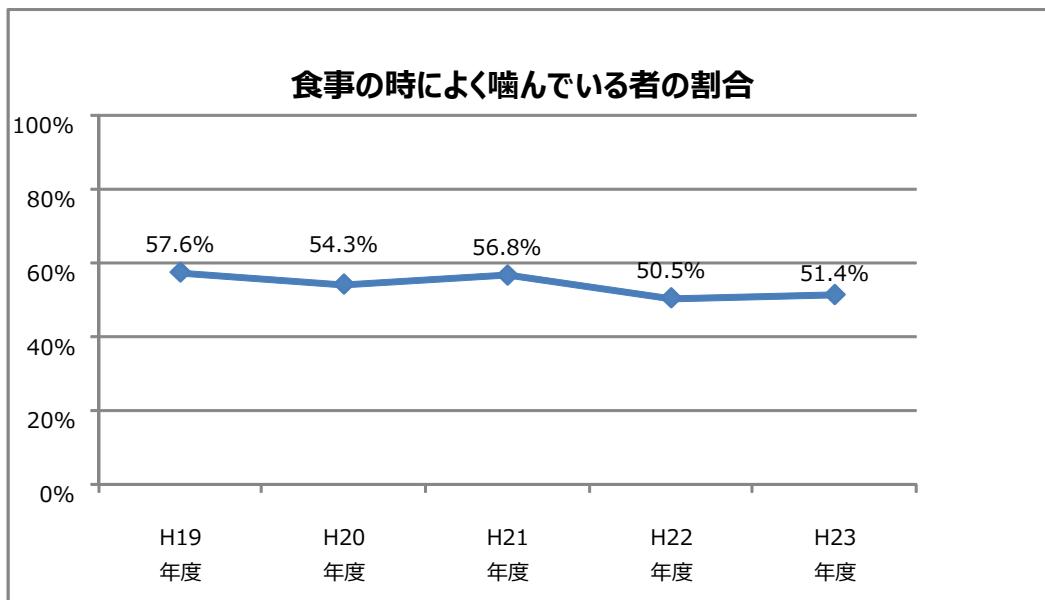


図9 (1歳6か月児健康診査より)

C 学齢期（6～18歳）

ア 特徴

- ◆学齢期は、乳歯から永久歯に生えかわる時期です。生涯、健康で丈夫な歯を維持するために、この時期は歯の質を高めることが重要になります。
- ◆生え始めの永久歯は、歯質が未熟でむし歯になりやすいため、専門家によるむし歯予防と、初期のむし歯の早期発見・早期治療のために、かかりつけ歯科医を持つことが重要です。
- ◆子どものむし歯は、臼歯の溝から発生するものが多くなっていきます。歯科医院において歯の溝を埋めるシーラント、フッ化物の応用が特に重要になります。また、砂糖を含んだ飲食物をだらだらと食べないことや、十分な歯みがきも必要です。
- ◆思春期の子どもは、部活動や塾などで忙しく、*歯垢（ブラーク）^{しこう}を形成しやすいファストフードや菓子類を食べる機会が多かったり、昼間の歯みがきの機会が少ないなど、歯肉炎の原因となる歯垢が残りやすい状態になりがちです。学校における保健指導などを通じて、適切なブラッシング方法を普及とともに、食後の歯みがきをおこなうことが必要です。
- ◆スポーツにおける接触などによる*歯牙破折^{しがはせつ}が起こりやすい時期です。健康な歯の保持のため、マウスピースの装着など予防対策が必要です。

イ 現状と課題

12歳児（中学1年生）のむし歯（永久歯のむし歯）は、年々減少しています。むし歯がある12歳児の割合は、平成23年度は、佐世保市では42.2%で全国の平均値（45.4%）に比べ、良い状況にあります。（図10）

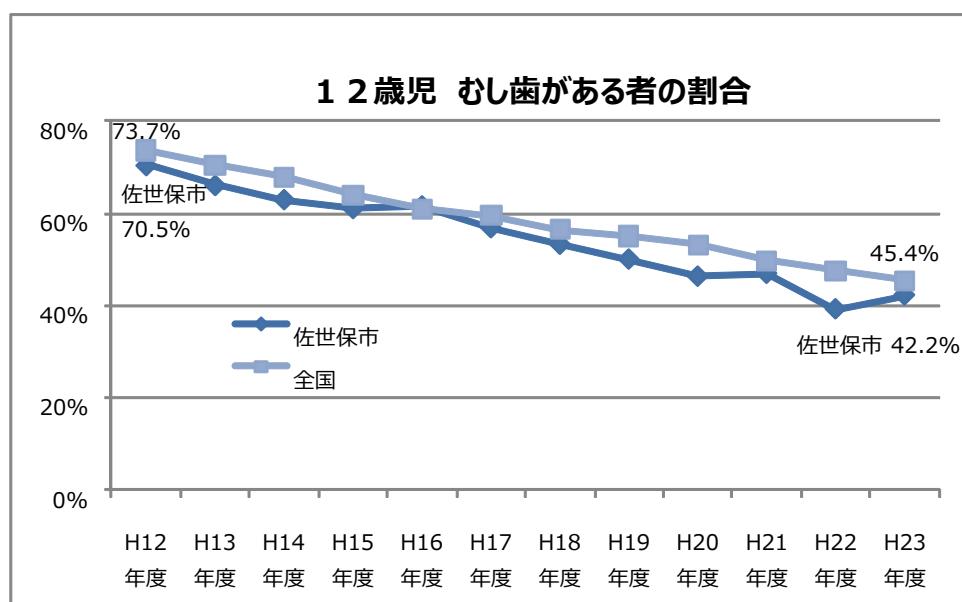


図 10

（学校歯科健診より）

*歯垢（ブラーク）・・・歯の表面についた細菌の塊

*歯牙破折・・・急激な外からの力（転倒や打撲など）によって歯が折れたり、欠けたりすること

12歳児の1人あたりのむし歯数（※D M F T指數）は、佐世保市では1.21本で、全国平均（1.18本）と同程度です。（図11）

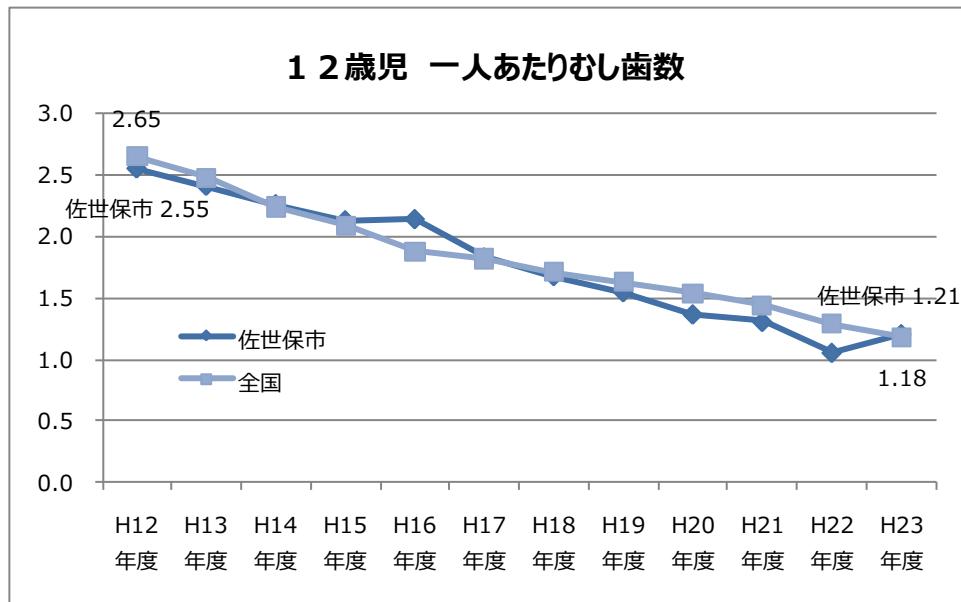


図 11

(学校歯科健診より)

14歳児及び17歳児の歯肉炎がある者の割合は、平成23年度、29.8%、31.0%でした。少しづつ改善傾向にありますが、むし歯がある者の減少率に比べ、緩やかな減少率に留まっています。（図12）

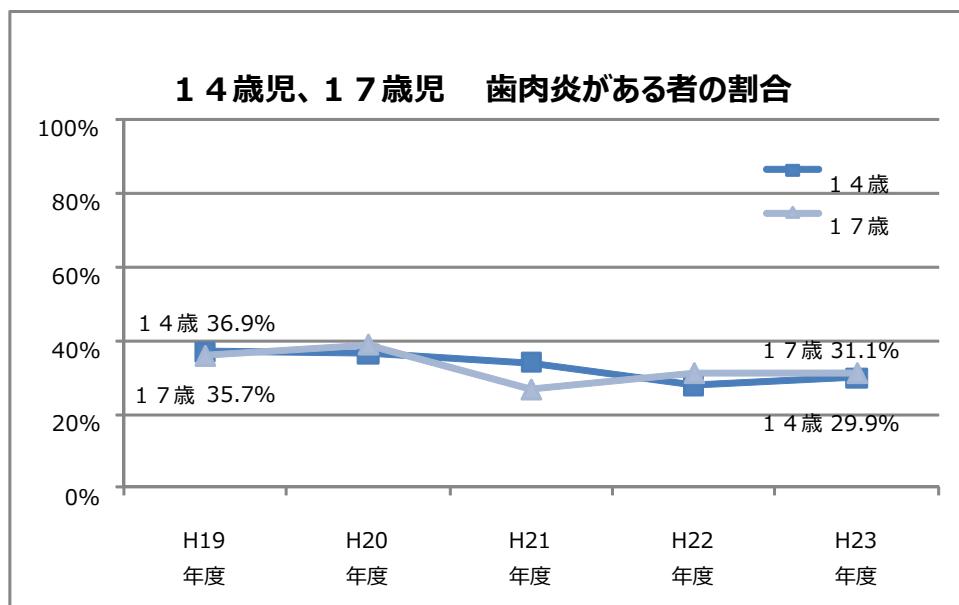


図 12

(学校歯科健診より)

※DMFT指數・・・一人当たりのむし歯の本数（永久歯）

小学校1年生から6年生において、学校歯科検診の際、歯科治療が必要であるとされた者のうち、歯科治療を完了した者の割合は、平成17年度から40%台と横ばい状態が続いています。(図13)

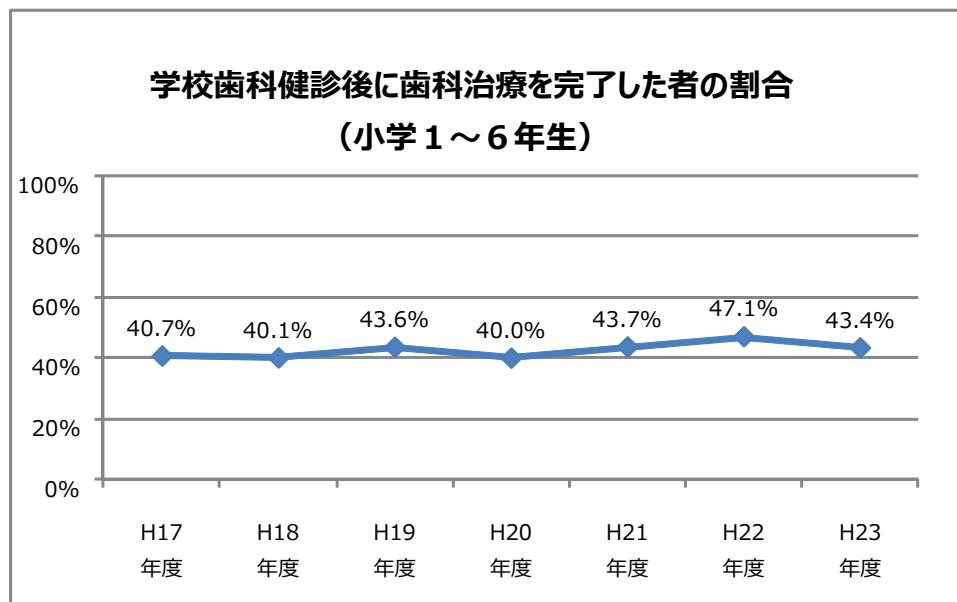


図 13 (学校歯科健診より)

平成23年度の12歳児で不正咬合がある者の割合は3.76%でした。
(図14)

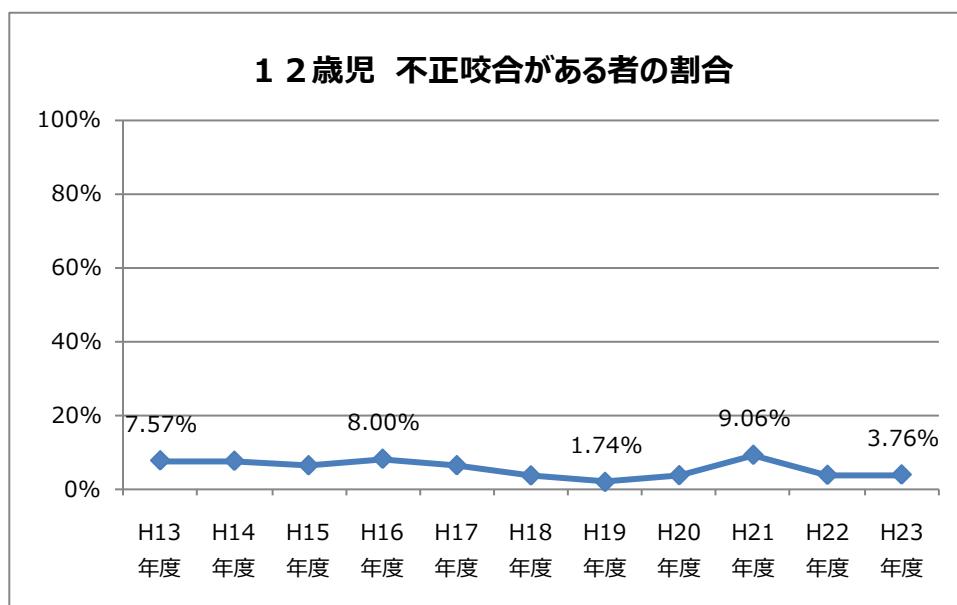


図 14 (学校歯科健診より)

D 成人期（19～64歳）、E 高齢期（65歳以上）

ア 特徴

- ◆喫煙は歯肉の抵抗力を低下させ、歯周病を進行させやすく、かつ治りにくくします。歯周病の予防と治療には喫煙習慣の改善も重要です。
- ◆働き盛りで時間的に通院が困難な場合が多く、手遅れになりがちなため、歯みがきや歯間清掃に加え、定期的に歯科医院で、歯科健診や歯石除去を受けることが重要です。
- ◆40歳以降は、年齢とともに歯周病やむし歯が進行しやすく、*喪失歯も多くなります。
- ◆成人期、高齢期における歯の喪失の原因は、歯周疾患によるものが最も多く、次いで、歯ぐきが下がり、根が露出したことによって起こる*根面う蝕といわれています。この部分はむし歯になりやすいため、フッ化物を利用することが必要です。
- ◆高齢期においては特に、飲み込む機能が衰えます。*誤嚥による肺炎や窒息を引き起こしやすくなるため、口腔の機能は、生活の質（*QOL）の維持・向上に重要な役割を持ちます。

イ 現状と課題

平成21年度から平成23年度までの3年間に、本市の成人歯科健診を受診した者の結果によると、*未処置歯を有する者の割合は、20歳代 58.6%、40歳代 42.5%、60歳代 36.5%と、年齢が若いほど、未処置歯が多い傾向があります。（図15）

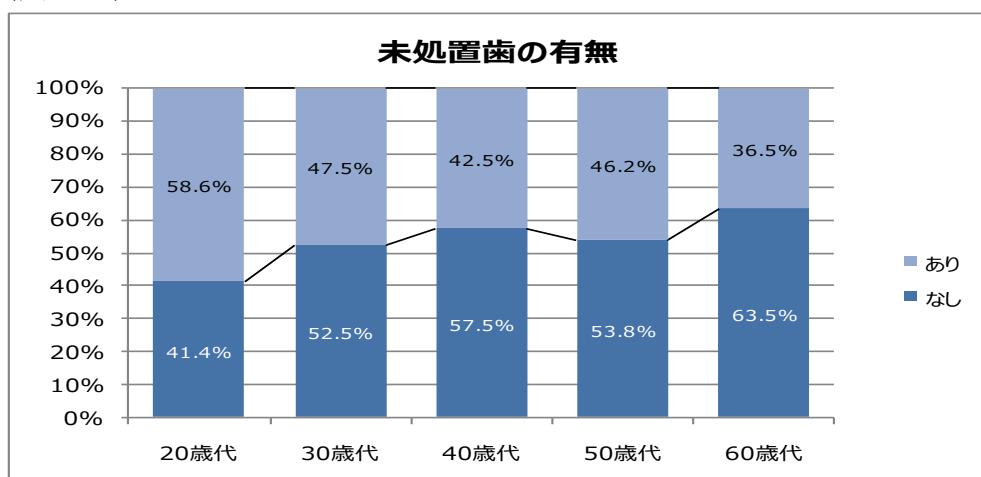


図 15

（佐世保市成人歯科健診より）

*根面う蝕・・・歯の根の部分のむし歯

*喪失歯・・・むし歯や歯周病、外傷などによって失われた歯

*誤嚥・・・食べ物や異物が誤って喉頭と気管に入ってしまうこと

*QOL・・・Quality Of Life ひとりひとりの人生の内容の質や社会的にみた生活の質のこと

*未処置歯・・・治療せずに放置してあるむし歯

歯肉に炎症所見を有する者 (CPI = 1 ~ 2) の割合は、20歳代 53.2%、40歳代 40.9%、60歳代 23.5%ですが、進行した歯周炎を有する者 (CPI = 3 ~ 4) の割合は、20歳代 35.0%、40歳代 51.7%、60歳代 71.5%であり、若い年代では歯肉炎が多く、年齢が上昇するほど、進行した歯周炎を有する者が増えています。約9割の者が何らかの歯周疾患有しています。(図16)

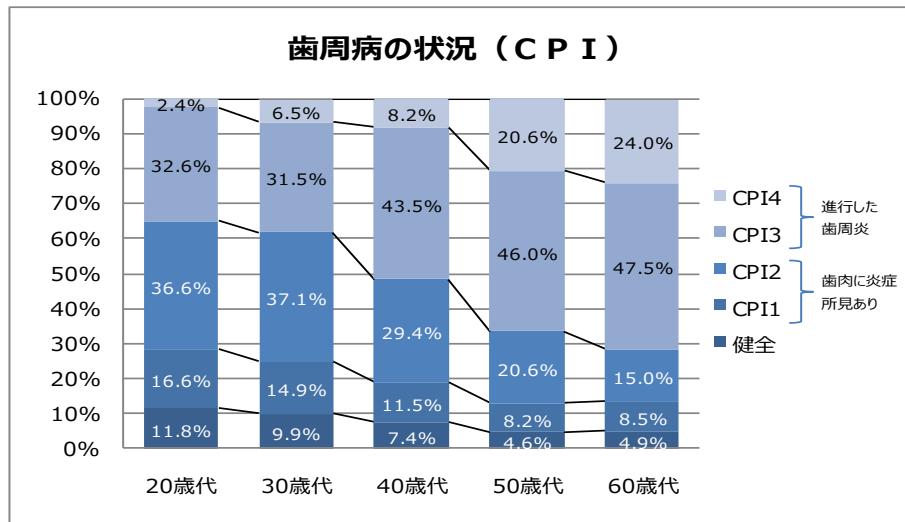


図 16 (佐世保市成人歯科健診より)

喪失歯のない者（28本以上の歯を有する者）の割合は、年齢が進むにつれて低くなり、40歳で71.2%、60歳で25.1%、80歳で9.5%でした。

また、*6024達成者の割合は62.6%、*8020達成者の割合は、35.9%でした。8020達成者は全国の38.3%に比べ若干悪い結果でした。（平成23年実施の歯科疾患実態調査より）(図17)

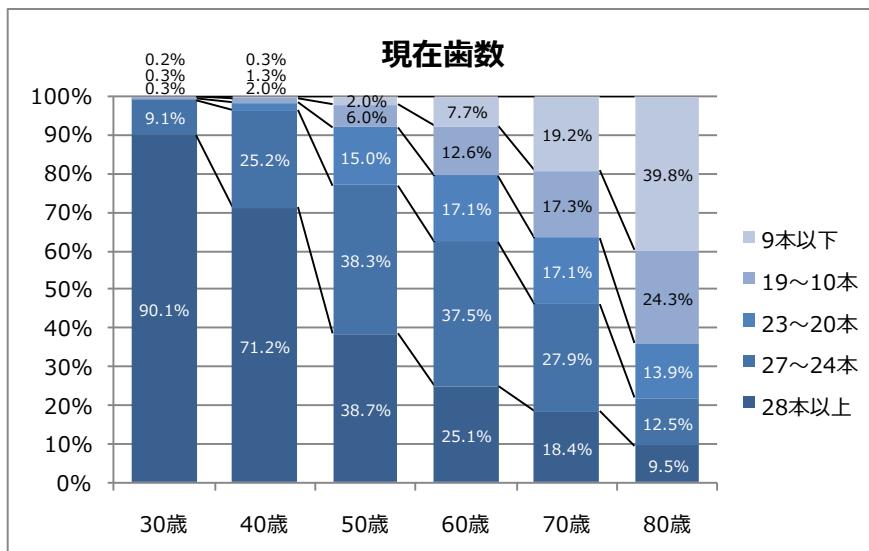


図 17 (佐世保市成人歯科健診より)

※CPI・・・歯周病の状態を表す指標のこと

(CPI1…歯肉出血、CPI2…歯石、CPI3…軽度の歯周病、CPI4…重度の歯周病)

※6024・・・60歳で24本以上の自分の歯を有する者

※8020・・・80歳で20本以上の自分の歯を有する者

成人歯科健診の問診で、「お口の状況にほぼ満足している」と答えた者の割合は、48.7%でした。(図18)

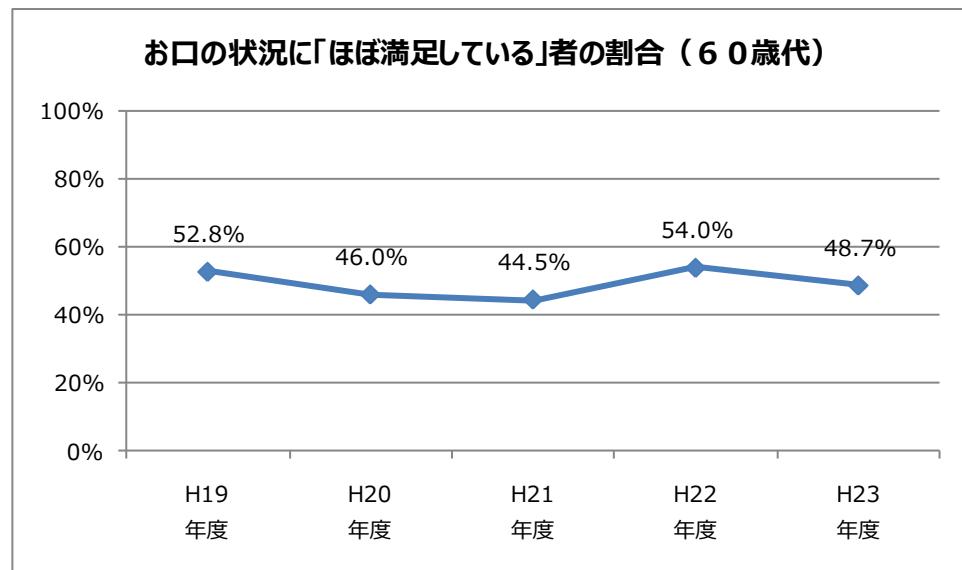


図 18 (佐世保市成人歯科健診より)

成人歯科健診の受診者数は、平成21年度1,250人から平成23年度1,400人に増加しています。ただし、中央保健福祉センターでの受診者は増えている一方、市内歯科医療機関での受診者は横ばい状態です。離島（高島、黒島、宇久）における歯科健診の受診者は減少傾向にあります。(図19)

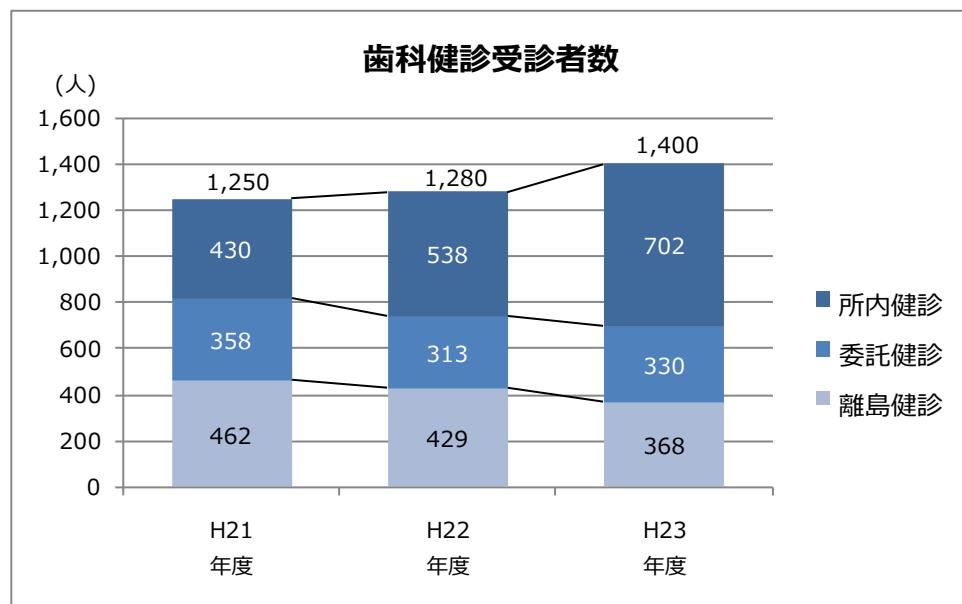


図 19 (佐世保市成人歯科健診より)

市民アンケート「佐世保市民の健康に関する実態調査」の結果では、「過去1年間に歯科健診を受けた者」の割合は、平成18年度 25.4%から平成23年度 46.5%に増加しています。(図20)

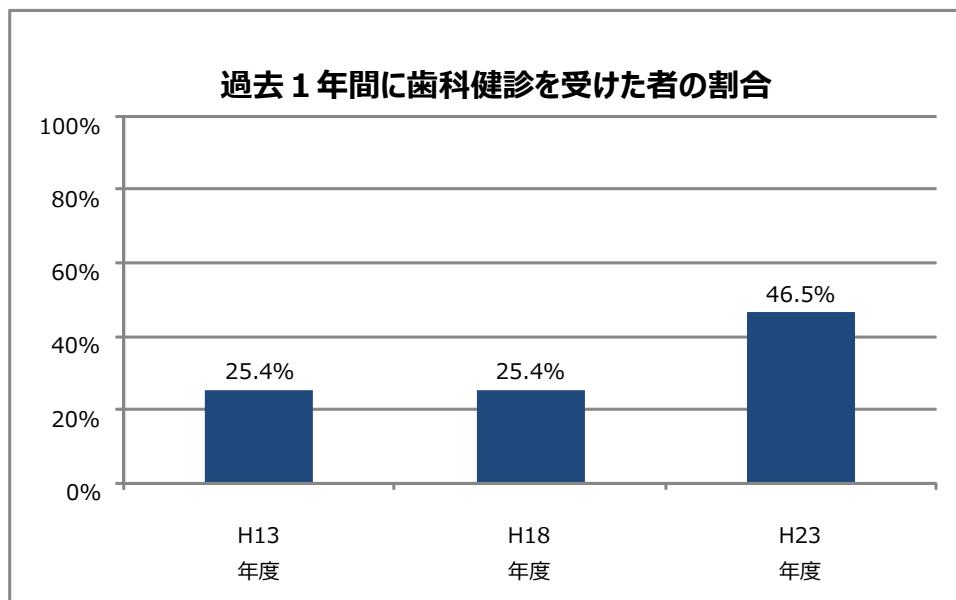


図 20 (佐世保市民の健康に関する実態調査より)



F 要援護高齢者、障がい者、障がい児

ア 特徴

- ◆要援護高齢者、障がい者は、自身での口腔ケアが難しい場合が多いため、自宅での※セルフケアに加え、歯科医師や歯科衛生士などの専門家による※プロフェッショナルケアが重要ですが、定期的に歯科医院を受診することの必要性に関する意識や、受診するための環境が十分ではない状況です。
- ◆施設に入所している者もいるため、施設での歯科健診の広がりが必要です。
- ◆障がい児については、さらに、歯・口腔の成長段階にあたるため、毎日の歯みがきや仕上げみがき、適切な食習慣など、家庭において良好な生活習慣の確立を図ることが重要です。
- ◆要援護高齢者、障がい者及び障がい児に対する歯科治療は、本人の状態によっては治療が難しいケースもあります。
- ◆歯科医院に行くことが困難な者については、家族や支援者による歯科疾患の予防が重要であるとともに、訪問診療の制度の周知を図るなど、治療が必要な時に早期治療ができる体制づくりが必要です。
- ◆障がいの状態や、支援の必要性などは、個人によって様々であるため、専門家の理解を深め、知識の向上を図ることも必要となります。

イ 現状と課題

かかりつけ歯科医師を持っている障がい者の割合は、平成18年度に実施した「在宅障がい者に対する歯科保健に関するアンケート調査」の結果において66.2%でした。（図21）

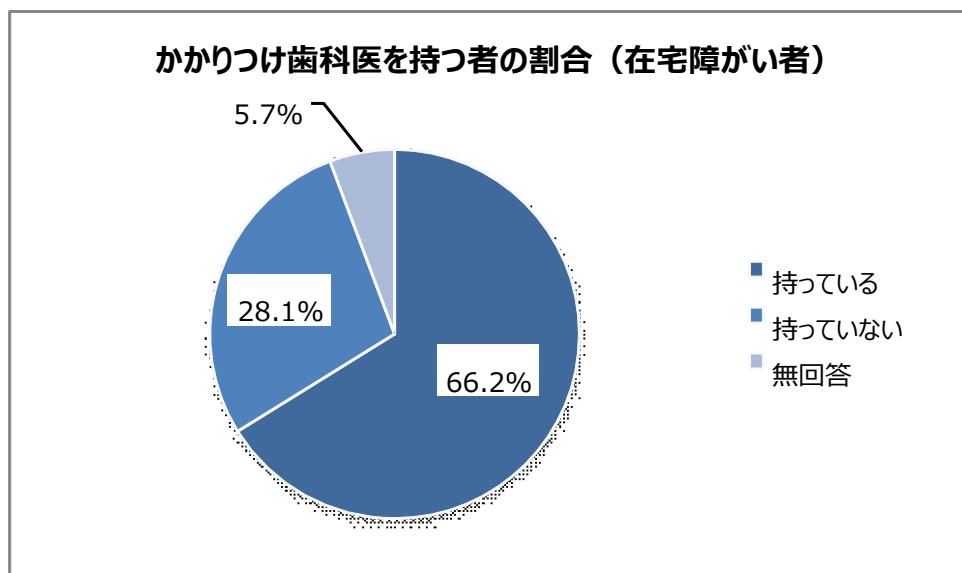


図 21 （平成18年度 歯科保健アンケート調査より）

※セルフケア・・・むし歯や歯周病などを予防し、お口の健康を保つために自分自身でおこなう方法

※プロフェッショナルケア・・・歯科医師、歯科衛生士から正しい清掃方法について助言や指導を受けたり、必要な治療をうけること

かかりつけ歯科医の受診理由については、「何かあったときに受診している」が71.0%、「何もなくても定期的に受診している」が21.3%でした。(図22)

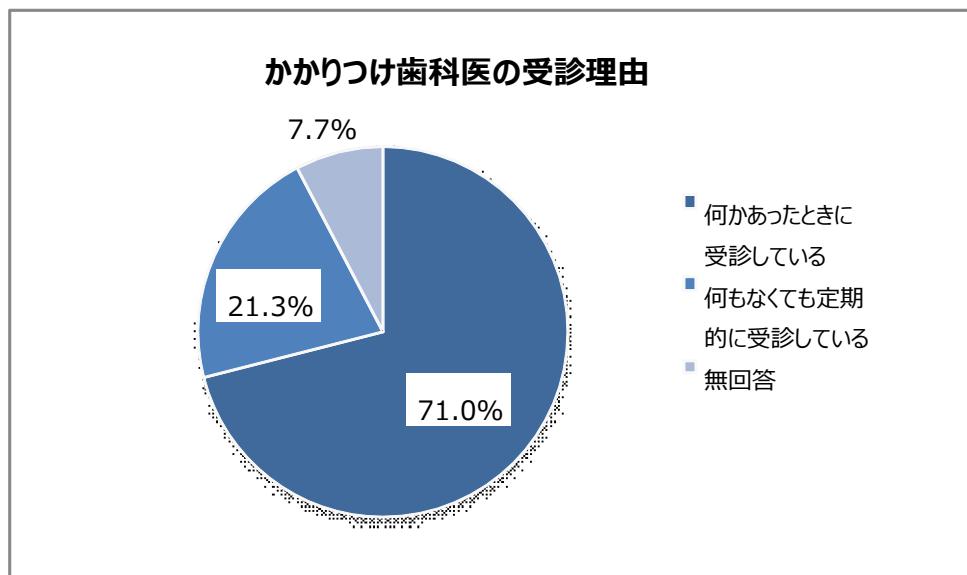


図22 (平成18年度 歯科保健アンケート調査より)

かかりつけ歯科医を持っている障がい児の割合は、子ども発達センター受診者に対するアンケート調査において、平成23年度に57.4%という現状です。
(図23)

歯科疾患を治療する必要性があるときに、受診する歯科医院を決めておくことも必要ですが、日頃から歯科医院を利用して歯科疾患の予防と早期発見に努めることが重要です。

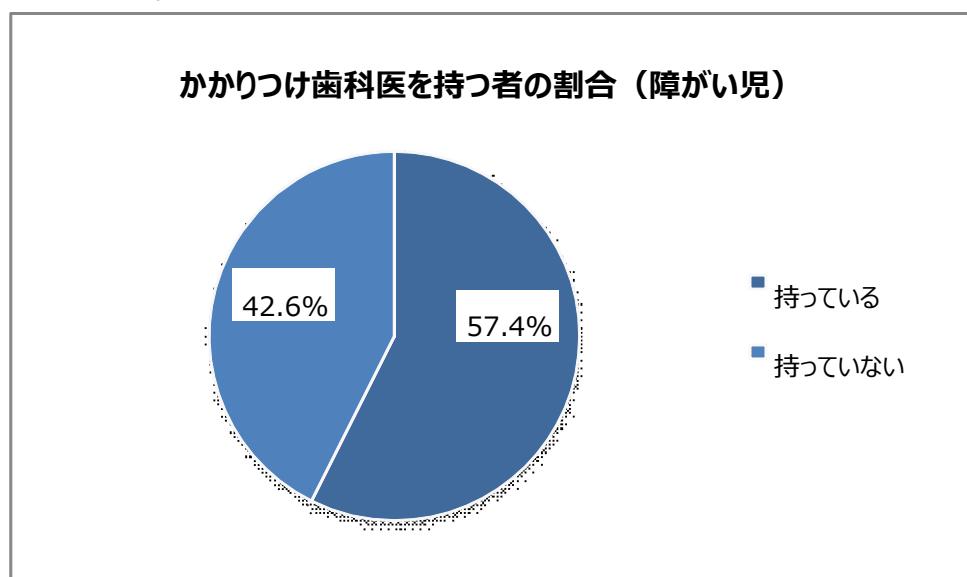


図23 (子ども発達センター受診者アンケートより)

第3章 基本計画

基本計画では、市民の歯・口腔の健康状態について、どういう状態を目指すのかを定め、その状態を達成するために必要な市民の役割、市民・関係者・行政でおこなう体制・環境の整備について記述します。

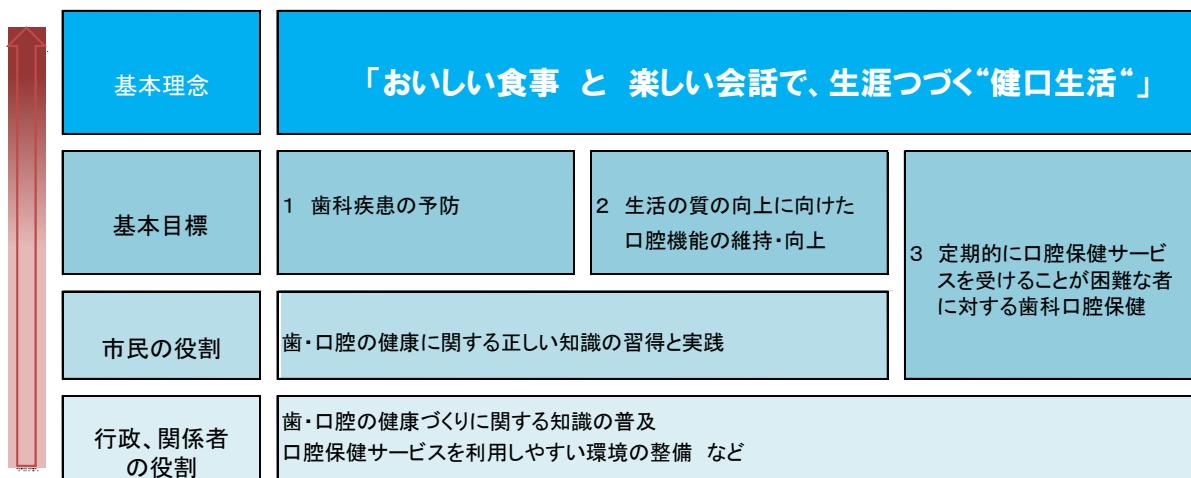
1 基本理念

歯・口腔の健康づくりは、心豊かで幸せな生活を送るために欠かせない要素です。歯・口腔の健康づくりによって、市民が食事や会話といった口腔の機能を最大限に發揮し、豊かで幸せな生活につながることを目指します。

基本理念	「おいしい食事と楽しい会話で、生涯つづく“健口生活”」
------	-----------------------------

2 計画の体系

本計画は、基本理念である「おいしい食事と楽しい会話で、生涯つづく“健口生活”」を実現するために必要な基本目標「市民の歯・口腔の健康状態の維持・向上」、基本目標を達成するために必要な市民の役割、「正しい知識の習得と実践」、市民の役割を支えるための関係者・行政の役割、「支援や環境整備」の4つの階層に分けています。



また、基本計画は、次のライフステージを設定し、ライフステージ、分野別の特徴や課題を踏まえた計画を策定します。

- A 妊産婦期（妊娠中～産後1年間）
- B 乳幼児期（0～5歳）
- C 学齢期（6～18歳）
- D 成人期（19～64歳）
- E 高齢期（65歳以上）
- F 要援護高齢者、障がい者、障がい児

3 基本目標

基本目標の数値の設定については、国の「歯科口腔保健の推進に関する法律」第12条に示されている「基本的事項」の基本目標との整合性を図るため、同一指標については、本市の目標値として準用しています。

なお、同一の指標であっても診査等評価の基準が異なるものについては、国の現状値と目標値の増減率を使用して設定し、また、国の基本的事項にない本市独自の指標については、回帰分析により設定しています。

(1) 歯科疾患の予防

むし歯や歯周疾患などの歯科疾患の成り立ちや予防方法について、市民に普及啓発をおこなうとともに、歯科疾患の発症のリスクが高い集団に対する取り組みや環境の整備などにより生活習慣の改善を図るなど、一次予防に重点を置いた歯科疾患の予防を推進します。

「A 妊産婦期」は、「D 成人期」の中に含みます。

「F 要援護高齢者、障がい者、障がい児」は、その者の年齢に対応する、各ライフステージに含みます。

B 乳幼児期

目標	健全な歯・口腔の育成				
	指 標	現状値	中間目標値 (5年後)	目標値 (10年後)	データソース
		平成23年度	平成29年度	平成34年度	
3歳児でむし歯のない者の増加		71.4%	81.0%	90.0%	3歳児健診の結果

C 学齢期

目標	口腔状態の向上				
	指 標	現状値	中間目標値 (5年後)	目標値 (10年後)	データソース
		平成23年度	平成29年度	平成34年度	
12歳児でむし歯※1のない者の増加		57.8%	61.0%	65.0%	学校歯科健診における中学1年生の結果
歯肉に炎症所見を有する者の減少	14歳児	29.9%	27.0%	24.0%	学校歯科健診における中学3年生の結果
	17歳児	31.1%	28.0%	25.0%	学校歯科健診における高校3年生の結果

※1 「むし歯のない者」：健全な乳歯、永久歯であること。

D 成人期（A 妊産婦期を含む）

目標	健全な口腔状態の維持				
指 標		現状値	中間目標値 (5年後)	目標値 (10年後)	データソース
		平成 21～23 年度	平成 29 年度	平成 34 年度	
未処置歯※2 を 有する者の減少	20 歳代	58.6%	52.0%	45.0%	成人歯科健診における 20歳代、40歳代の 者の結果
	40 歳代	42.5%	26.0%	10.0%	
20歳代で歯肉に炎 症所見を有する者の 減少		53.2%	48.0%	42.0%	成人歯科健診における 20歳代の者の結果
40歳代で進行した 歯周炎を有する者の 減少		51.7%	43.0%	35.0%	成人歯科健診における 40歳代の者の結果
40歳で喪失歯※3 の ない者の増加		71.2%	76.0%	80.0%	成人歯科健診における 35～44歳の者の結 果

※2「未処置歯」：むし歯があり治療しなければならない歯のこと。

※3「喪失歯」：むし歯や歯周病など何らかの原因で失われた歯のこと。

E 高齢期

目標	歯の喪失防止				
指 標		現状値	中間目標値 (5年後)	目標値 (10年後)	データソース
		平成 21～23 年度	平成 29 年度	平成 34 年度	
60歳代で未処置歯 を有する者の減少		36.5%	23.0%	10.0%	成人歯科健診における 60歳代の者の結果
60歳代で進行した 歯周炎を有する者の 減少		71.6%	65.0%	59.0%	成人歯科健診における 60歳代の者の結果
60歳で24本以上 の自分の歯を有する 者の割合の増加		62.6%	66.0%	70.0%	成人歯科健診における 55～64歳の者の結 果
80歳で20本以上 の自分の歯を有する 者の割合の増加		35.9%	43.0%	50.0%	成人歯科健診における 75～84歳の者の結 果

(2) 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

食べる喜び、話す楽しみなど、生活の質（QOL）の向上を図るために、口腔機能の維持・向上が必要です。高齢期において摂食・嚥下などの口腔機能が低下しやすいため、乳幼児期から学齢期にかけて、良好な口腔・顎などの成長発育や適切な口腔機能の獲得を図り、成人期、高齢期においては、口腔機能の維持・向上を図っていくことが重要です。

「A 妊産婦期」は、「D 成人期」の中に含みます。

「F 要援護高齢者、障がい者、障がい児」は、その者の年齢に対応する、各ライフステージに含みます。

B 乳幼児期、C 学齢期

目標	口腔機能の獲得				
	指標	現状値	中間目標値 (5年後)	目標値 (10年後)	データソース
		平成23年度	平成29年度	平成34年度	
3歳児での不正咬合などが認められる者の減少		10.9%	10.5%	10.0%	3歳児健診の結果

D 成人期（A 妊産婦期を含む）、E 高齢期

目標	口腔機能の維持・向上				
	指標	現状値	中間目標値 (5年後)	目標値 (10年後)	データソース
		平成23年度	平成29年度	平成34年度	
60歳代で咀嚼に支障がない者の増加	—	調査結果 を踏まえ 設定	80.0%	成人歯科健診における60歳代の者の問診結果	



(3) 定期的に口腔保健サービスを受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

要援護高齢者、障がい者、障がい児といった定期的に歯科健診などの口腔保健サービスを受けることが難しい者については、その困難な状況を改善するための支援をした上で、「歯科疾患の予防」や「生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上」につなげていくことが必要です。

F 要援護高齢者、障がい者、障がい児

目標	定期的な口腔保健サービスの推進				
	指 標	現状値	中間目標値 (5年後)	目標値 (10年後)	データソース
かかりつけ歯科医を持つ者の増加	障がい児	57.4% 平成23年度	66.0%	75.0%	「子ども発達センタ一受診対象のお口の健康に関するアンケート」の結果
	障がい者	66.2% 平成18年度	71.0%	75.0%	在宅障がい者に対する歯科保健に関するアンケート調査
介護老人福祉施設・介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加	—	調査結果 を踏まえ 設定	調査結果 を踏まえ 設定	調査結果 を踏まえ 設定	施設へのアンケート 調査実施予定
障がい者入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加	—	調査結果 を踏まえ 設定	調査結果 を踏まえ 設定	調査結果 を踏まえ 設定	施設へのアンケート 調査実施予定



4 市民、関係者、行政の役割

基本目標に掲げた、10年後に目指す目標値の達成に向けて、市民一人ひとり・家庭・地域が担う役割を、ライフステージ毎にまとめました。

また、関係者及び関係団体については、専門分野によって役割が異なることから、5つの分野に分けて、それぞれの役割を記載しました。具体的には次のとおりです。

	具体的な職種、団体
歯科医師等	歯科医師、歯科衛生士等
教育関係者	学校（小・中学校、高等学校、大学、特別支援学校等）、幼稚園等及びその関係者
保健医療関係者	医師、薬剤師、保健師、看護師、管理栄養士等
福祉関係者	保育所関係者、介護保険事業関係者、障がい福祉関係者、言語聴覚士、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士、社会福祉協議会、民生委員、児童委員協議会連合会等
事業所	事業所、事業者、安全管理者等

関係者と行政が連携をとって、市民の歯・口腔の健康づくりを支えていくことが必要です。



A 妊産婦期

市民(個人・家庭・地域)	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>むし歯菌が大人から子どもに感染することを理解します。 <input type="checkbox"/>妊娠中の食生活がお腹の子どもの歯の質に影響があることを理解します。 <input type="checkbox"/>妊娠中の歯周疾患の悪化が早産や低出生体重児などの原因となることを理解します。 <input type="checkbox"/>子どもの口腔について多くの知識を得るために努めます。 <input type="checkbox"/>妊娠したら早めに歯科健診を受診します。 <input type="checkbox"/>妊娠中にむし歯や歯周病があつたら安定期に治療を済ませます。 <input type="checkbox"/>歯科医院で母子健康手帳を提示し、記入してもらいます。 <input type="checkbox"/>出産後にも歯科健診を受診します。 																									
関係者および関係団体	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 2px;">歯科医師</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">教育関係</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">保健医療</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">福祉関係</th> <th style="text-align: center; padding: 2px;">事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><input type="checkbox"/></td><td style="text-align: center; padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><input type="checkbox"/></td><td style="text-align: center; padding: 2px;"><input type="checkbox"/></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><input type="checkbox"/></td><td style="text-align: center; padding: 2px;"></td><td style="text-align: center; padding: 2px;"><input type="checkbox"/></td><td style="text-align: center; padding: 2px;"></td><td style="text-align: center; padding: 2px;"></td></tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 2px;"><input type="checkbox"/></td><td style="text-align: center; padding: 2px;"></td><td style="text-align: center; padding: 2px;"><input type="checkbox"/></td><td style="text-align: center; padding: 2px;"></td><td style="text-align: center; padding: 2px;"><input type="checkbox"/></td></tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>妊産婦期の口腔の特徴と、子どもへの影響について情報を提供します。 <input type="checkbox"/>妊産婦の歯科健診受診勧奨をおこないます。 <input type="checkbox"/>母子健康手帳に健診結果を記載するなど、手帳を活用します。 <input type="checkbox"/>妊産婦が歯科医院を受診しやすい環境を整備します。 	歯科医師	教育関係	保健医療	福祉関係	事業所	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>					
歯科医師	教育関係	保健医療	福祉関係	事業所																						
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																							
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																						
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>																								
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>																						
行政	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/>成人歯科健診の受診勧奨に努めます。 <input type="checkbox"/>歯科健診を受けるように情報を提供します。 <input type="checkbox"/>歯周病やむし歯などの歯科疾患の予防について情報を提供します。 <input type="checkbox"/>歯科医院でも母子健康手帳の活用をしてもらうように普及啓発を図ります。 <input type="checkbox"/>妊産婦歯科健診結果や子どもの口腔に対しての知識を得ている者の割合などについて分析し、今後の事業に活かします。 																									



B 乳幼兒期

市民(個人・家庭・地域)	○おやつは時間と量を決めて、糖分の摂り方に注意します。					
	○食後の歯磨きと、大人による仕上げ磨きを習慣化します。					
	○歯の生え方にあわせた食事作りに取り組みます。					
	○よく噛むことを教わり、口腔の機能を育てます。					
	○フッ化物の効果を理解し、むし歯予防に利用します。					
	○かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受診します。					
	○むし歯が見つかったら、早めに治療します。					
	○歯が生えてきたら周りの大人からのむし歯菌の感染に注意します。					
	○かみ合わせについて知識を得るように努めます。					
	○歯の外傷に気をつけ、適切な対処法を学びます。					
関係者および関係団体	○たばこによる副流煙が、歯周疾患へ影響があることを理解します。					
	○園での食後の歯磨きを実践します。	○	○		○	
	○歯の外傷の対処法について適切な情報を提供します。	○	○		○	
	○歯並びや正しいかみ合わせのための情報を提供します。	○	○		○	
	○たばこと口腔への害について情報を提供します。	○	○		○	
行政	○歯ごたえのある食事やおやつを提供します。	○	○		○	
	○食育を通じて、噛むことなどの口腔の機能や、規則正しい食習慣の大切さを伝えます。	○	○		○	
	○フッ化物の応用（ぶくぶくうがいができる子は特に洗口）を進めます。	○	○	○	○	
	○むし歯の成り立ちや予防方法について情報を提供します。	○	○		○	
	○フッ化物の効果と利用方法（特に洗口）について正しい知識の普及啓発に努めます。					
事業所	○食育を通じて、噛むことなどの口腔の機能や、規則正しい食習慣の大切さを伝えます。					
	○予防のための歯科健診を勧めます。					
	○乳幼児が受診できる市内の歯科医院の情報を提供します。					
	○保育所・幼稚園においてフッ化物洗口の導入が進むように支援をします。					
	○口腔の大切さについて教室やイベントを通じて普及啓発をします。					
	○乳幼児歯科健診の結果について分析し、今後の事業に活かします。					
	○各関係者および団体の歯科保健研修会を実施します					
	○むし歯や歯肉炎の成り立ちや予防方法について情報を提供します。					
	○むし歯の多い子どもやむし歯になりやすい環境に置かれている子どもに対し、歯科保健指導を徹底するとともに、市の関係部署間での情報共有及び連携を図ります。					
	○歯並びや正しいかみ合わせのための情報を提供します。					

C 学齢期

市民（個人・家庭・地域）	<ul style="list-style-type: none"> ○お菓子やジュースなど糖分の摂りすぎに注意します。 ○食後の歯磨きを習慣化します。 ○生え始めの永久歯がむし歯になりやすいことを理解します。 ○歯肉炎の予防を意識した歯磨きに取り組みます。 ○フッ化物の効果を理解し、むし歯予防に利用します。 ○かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受診します。 ○むし歯が見つかったら早めに治療します。 ○よく噛むことを意識して食事をします。 ○歯の外傷に気をつけ、適切な対処法を学びます。 ○爪かみや口呼吸など歯並びやかみ合わせに影響を及ぼす癖を注意します。 ○たばこによる副流煙が、歯周疾患へ影響があることを理解します。 	<input type="checkbox"/>				
		<input type="checkbox"/>				
関係者および関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○学校での食後の歯磨きに取り組みます。 ○歯と口腔の機能や全身との関わりについて健康教育などを通じて伝えます。 ○むし歯や歯肉炎の成り立ちや予防方法について情報を提供します。 ○学校保健委員会との連携を通じて学校歯科保健の充実を図ります。 ○学校歯科健診後の受診勧奨をはじめ、児童生徒にあわせた適切な歯科保健指導に努めます。 ○歯の外傷の対処法について適切な情報を提供します。 ○フッ化物の応用（特に洗口）を進めます。 ○たばこと口腔への害について情報を提供します。 ○フッ化物の効果や利用方法などに関する情報提供や、学校現場でのフッ化物洗口の指導・支援をおこないます。 ○むし歯の多い子どもやむし歯になりやすい環境に置かれている子どもに対し、歯科保健指導や治療の支援をおこないます。 	<input type="checkbox"/>				
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○各関係者および団体へ歯科保健研修会を実施します。 ○むし歯や歯肉炎の成り立ちや予防方法について情報を提供します。 ○フッ化物の効果と利用方法（特に洗口）について正しい知識の普及啓発に努めます。 ○小・中学校においてフッ化物洗口の導入が進むように支援をおこないます。 ○歯科の予防教室やイベント、食育を通じて口腔の機能や規則正しい食習慣の大切さを伝えていきます。 ○予防のための歯科健診を勧めます。 ○学校歯科健診結果について分析し、今後の事業に活かします。 ○たばこによる口腔への害について情報を提供します。 	<input type="checkbox"/>				

D 成人期

市民（個人・家庭・地域）	○かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受診します。					
	○歯科医院で治療や歯石除去を受け、自分に合った正しい歯磨きの方法や入れ歯の取扱いなどについて学びます。					
	○歯間ブラシや糸ようじ（フロス）などの補助清掃用具を使用します。					
	○食後の歯磨きを習慣化します。					
	○よく噛むことを意識して食事をします。					
	○歯周病やむし歯などの歯科疾患の予防方法を学びます。					
	○歯周病が、誤嚥性肺炎、動脈硬化、心疾患、糖尿病など、全身への影響があることを理解します。					
	○たばこが歯周病へ影響があることを理解します。					
	○口腔がんなどの粘膜の病気があることを理解します。					
	○むし歯の原因となる糖分の摂り方や、歯の表面を溶かしやすい酸の強い食べ物・飲み物の摂取に注意します。					
関係者および関係団体			歯科医師	教育関係	保健医療	福祉関係
	○成人歯科健診の情報を提供します。	○	○	○		○
	○食後の歯磨きの普及啓発します。					
	○口腔の大切さについて普及啓発します。					
	○歯周病が及ぼす全身への影響について情報を提供します。	○				
行政	○たばこが歯周病と関連することについて情報を提供します。			○		
	○口腔がんなどの口腔粘膜の疾患について知識を伝えます。					
	○事業所における歯科健診の普及に努めます。	○				○
	○歯科受診しやすい環境をつくります。					
	○成人歯科健診の受診勧奨に努めます。					



E 高齢期

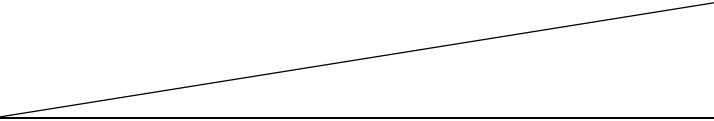
市民（個人・家庭・地域）	<ul style="list-style-type: none"> ○食べ方、飲み込み方の機能の維持・向上に努めます。 ○よく噛むことを意識して食事をします。 ○服用中の薬剤の影響や口を動かさないことなどによる口の渴きに注意します。 ○歯ぐきが下がると、歯の根の部分のむし歯（根面う蝕）になりやすいことを理解します。 ○フッ化物の効果を理解し、むし歯予防に利用します。 ○かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受診します。（入れ歯の方も含む） ○歯周病やむし歯などの歯科疾患の予防方法を学びます。 ○歯周病が、誤嚥性肺炎、動脈硬化、心疾患、糖尿病など、全身への影響があることを理解します。 ○食後の歯磨きを習慣化します。 ○歯間ブラシや糸ようじ（フロス）などの補助清掃用具を使用します。 ○歯科医院で治療や歯石除去を受け、自分に合った正しい歯磨きの方法と入れ歯の取り扱いについて学びます。 ○自分に合った入れ歯やインプラントは、自分の歯のようにかむことができるなどを理解します。 ○口腔がんなどの粘膜の病気があることを理解します。 ○むし歯の原因となる糖分の摂り方や、歯の表面を溶かしやすい酸の強い食べ物・飲み物の摂取に注意します。 ○たばこが歯周病へ影響があることを理解します。 	歯科医師	教育関係	保健医療	福祉関係	事業所
		<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	
関係者および関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○成人歯科健診の情報を提供します。 ○口腔の機能を向上させる体操などについて健康教育を実施します。 ○口腔に関する勉強会および研修会を開催します。 ○口腔がんなどの口腔粘膜の疾患について知識を伝えます。 ○薬の副作用による唾液の減少について情報を提供します。 ○8020運動を普及します。 					
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○成人歯科健診の受診勧奨に努めます。 ○歯と口腔の健康保持の大切さについて情報を提供します。 ○食べ方、飲み込み方の機能の維持・向上や歯科疾患の予防方法などについて情報を提供します。 ○成人歯科健診の結果について分析し、今後の事業に活かします。 					

F－1 要援護高齢者

市民（個人・家庭・地域）	○かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受診します。（入れ歯の方も含む） ○自分に合った口腔（入れ歯やインプラントなど）のお手入れを実践します。 ○食後の歯磨きを習慣化します。 ○よく噛むことを意識して食事をします。 ○食べ方、飲み込み方の機能の維持・向上に努めます。 ○服用中の薬剤の影響や口を動かさないことなどによる口の渴きに注意します。 ○介護者は本人の実践が難しいところの支援をします。				
関係者および関係団体	○食べ方・飲み込み方に障がいがある方には、情報を提供し、歯科受診を促します。 ○口腔に関する勉強会および研修会を開催します。 ○本人に合った口腔ケアについて情報を提供します。 ○本人や介護者が口腔ケアの重要性を理解し、実践できる指導や情報を提供します。 ○薬の副作用による唾液の減少について情報を提供します。			○	○
	○施設における定期的な歯科健診を実施し、口腔ケアを実践します。	○		○	
	○通院が困難な方へ訪問診療ができる市内の歯科医院の情報を提供します。	○			
行政	○食べ方、飲み込み方の機能の維持・向上や歯科疾患の予防方法などについて情報を提供します。 ○通院が困難な方へ訪問診療ができる市内の歯科医院の情報を提供します。 ○施設での歯科健診の受診勧奨に努めます。				



F－2 障がい者

市民(個人・家庭・地域)	<ul style="list-style-type: none"> ○かかりつけ歯科医を持ち、定期的に歯科健診を受診します。 ○食後の歯磨きを習慣づけ、歯周病の悪化を防ぎます。 ○家庭でできる口腔ケアの方法を学びます。 ○よく噛むことを意識して食事をします。 ○服用中の薬剤の影響や口を動かさないことなどによる口の渴きに注意します。 ○むし歯が見つかったら早めに治療します。 ○介護者は本人に合った口腔（入れ歯やインプラントなど）のお手入れ方法について学び、不十分な部分を支援します。 		歯科医師	教育関係	保健医療	福祉関係	事業所
関係者および関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいがある方が誰でも治療を受けやすく、定期的に検診できる環境整備をおこないます。 ○歯周病や歯並び、かみ合わせの治療や悪化の予防のための指導や情報を提供します。 ○介護者が口腔ケアの重要性を理解し、実践できる指導や情報を提供します。 ○お口の機能の改善のため、舌を出したり、口を開きっぱなしにするなどの癖がある者に対し指導をおこない、情報を提供します。 ○薬の副作用による唾液の減少について情報を提供します。 	○	○	○	○	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ○施設における定期的な歯科健診、口腔ケアを実施します。 	○			○		
	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問診療や障がい者の受け入れができる市内の歯科医院の拡充に努めるとともに、情報を提供します。 ○訪問診療や障がい者の受け入れができる市内の歯科医院について情報を提供します。 	○					
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問診療や障がい者の受け入れができる市内の歯科医院について情報を提供します。 ○歯科健診の必要性について普及啓発し、かかりつけ歯科医を持つように指導します。 ○障がい者施設への健康教育をおこない、歯科疾患の予防方法や口腔機能についての理解がすすむように情報を提供し、アンケート結果を集計分析して今後の事業に活かします。 ○施設での歯科健診の受診勧奨に努めます。 						

F-3 障がい児

市民(個人・家庭・地域)	<ul style="list-style-type: none"> ○おやつは時間と量を決めて、糖分の摂り方に注意します。 ○食事の時に、よく噛み、正しく飲み込めるようにします。 ○障がいの程度や歯の生え方にあわせた食事作りに取り組みます。 ○かかりつけ歯科医を早くから持ち、定期的に歯科健診を受診します。 ○むし歯が見つかったら、早めに治療します。 ○食後の歯磨きと、大人による仕上げ磨きを習慣化します。 ○むし歯予防のためにフッ化物を利用します。 ○指しやぶりなど、歯並びやかみ合わせに影響を及ぼす癖がひどくならないよう心がけます。 					
関係者および関係団体	<ul style="list-style-type: none"> ○健康教育や食育などを通じて口腔の大切さについて伝えます。 ○障がいの程度に合わせて、お口の機能の発達を支援します。 ○フッ化物の応用（ぶくぶくうがいができる子は特に洗口）を進めます。 ○かかりつけ歯科医を持つように啓発します。 ○専門団体と連携して歯科保健の充実を図ります。 ○むし歯や歯周病の成り立ちや予防方法について情報を提供します。 	○	○	○	○	
	<ul style="list-style-type: none"> ○施設における口腔ケアを実践します。 	○			○	
	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい児の受け入れ体制の整備に努めます 	○				
行政	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の障がい児の受け入れ歯科医院について情報を提供します。 ○かかりつけ歯科医を持つように啓発します。 ○お口の機能の維持・向上に必要な情報を提供します。 ○フッ化物の効果と利用方法（特に洗口）について正しい知識の普及啓発に努めます。 ○学校歯科健診結果について分析し、今後の事業に活かします。 					



5 市の施策

「4 市民、関係者、行政の役割」において掲げた行政の役割を基に本市が取り組む施策の6つの柱を設定します。

これらの施策を推進するために実施計画を策定し、毎年度、事業の改善・見直しをおこないながら事業を進めています。

(1) 市の施策体系

- ①関係者の連携促進
- ②歯・口腔の健康づくりに関する知識の普及
- ③歯科健診の利用促進及び歯科疾患の予防の推進
- ④定期的に口腔保健サービスを受けることが困難な者に関する対策
- ⑤教育、保健医療、福祉関係者等の歯・口腔に関する知識の向上
- ⑥歯・口腔の健康づくりに関する情報の収集

①関係者の連携促進

歯・口腔の健康づくりに関する施策を効果的・効率的に進めるために、歯科医師会をはじめ教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、事業所の連携を促進します。

必要に応じ「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会」において、市の施策、各団体が有する資源、最新のエビデンスなどに関する情報共有をおこないます。

②歯・口腔の健康づくりに関する知識の普及

各ライフステージにおける歯・口腔の特徴や、むし歯や歯周病などの歯科疾患の予防方法、口腔機能の維持・向上の方法、「※噛ミング30」、市がおこなう健診や健康教育などに関する情報を発信し、市民の知識の向上を図ります。

情報発信の方法は、広報させぼ、ホームページ、イベントをはじめ保育所・幼稚園・学校などを通じたパンフレットなどの配布や市内各所へのポスターの掲示など、情報の内容に応じた方法により市民に情報提供をおこないます。

③歯科健診の利用促進及び歯科疾患の予防の推進

市民のむし歯や歯周病などの歯科疾患の予防を推進するため、定期的に歯科健診を受診する者を増やすための取り組みや、子どもの集団でのフッ化物洗口の普及、全てのライフステージにおける昼食後の歯磨きの普及などに取り組みます。

※噛ミング30・・・厚生労働省が作成した、ひとくち30回以上噛むことを目標としたキャッチフレーズ

④定期的に口腔保健サービスを受けることが困難な者に関する対策

定期的に歯科健診、歯科保健指導、歯科相談、口腔ケア等の口腔保健サービスを受けることが困難な在宅障がい（児）者、介護を必要とする高齢者等が、それらのサービスを利用することができるよう、医療・介護サービス等に関する情報提供や中央保健福祉センターにおける歯科健診などに取り組みます。

⑤教育、保健医療、福祉関係者等の歯・口腔に関する知識の向上

研修会や講演会の機会を通じて、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等の歯・口腔に関する知識の向上を図り、市民の歯・口腔の健康づくりにつなげます。

⑥歯・口腔の健康づくりに関する情報の収集

歯・口腔の健康づくりに関する国や県の制度、最新のエビデンスをはじめ、全国の歯科健診のデータ、他都市の先進的な事例等の情報を収集し、本市の歯・口腔の健康づくり施策に役立てます。



(2) 重点施策目標

市の施策の中でも特に重点的に取り組む2つの施策について、重点施策目標として数値目標を掲げ取り組みます。

①子どものフッ化物洗口の推進

地域の特性や家庭環境に関わらず、佐世保市全体の子どもたちが、むし歯予防に取り組めるように、保育所・幼稚園・小学校における集団でのフッ化物洗口を推進します。

目標	子どものフッ化物洗口の推進				
	指 標	現状値	中間目標値 (5年後)	目標値 (10年後)	データソース
平成23年度	平成29年度	平成34年度			
保育所・幼稚園におけるフッ化物洗口の実施施設の割合の増加	33.3%	100%	100%	保育所（市立、私立、へき地、認可外保育所）、幼稚園（市立、私立）における実施施設	
小学校におけるフッ化物洗口の実施施設の割合の増加	2.0%	100%	100%	市立小学校における実施施設	

②成人の歯科健診受診の促進

市民が生涯を通して食事や会話などに困ることがないように、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診を受診することを促進します。歯科健診の意義についての普及啓発や妊産婦を含め成人の歯科健診の受診者増に向けた取り組みを推進します。

目標	成人の歯科健診受診の促進				
	指 標	現状値	中間目標値 (5年後)	目標値 (10年後)	データソース
平成23年度	平成29年度	平成34年度			
過去1年間に歯科健診を受診した者の割合の増加	46.5%	56.0%	65.0%	佐世保市民の健康に関する実態調査	

6 計画の推進体制

この計画を推進するためには、市民が知識を向上し実践することが必要ですが、そのためには、市民、関係者、行政が協働して市民を支援していく取り組みが必要です。この実現のために、以下の体制で計画を推進していきます。

①佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会、部会

協議会は、市民、関係団体等で構成する会議で、本計画の進捗管理をおこなうとともに市民・関係者・行政の連携を推進します。

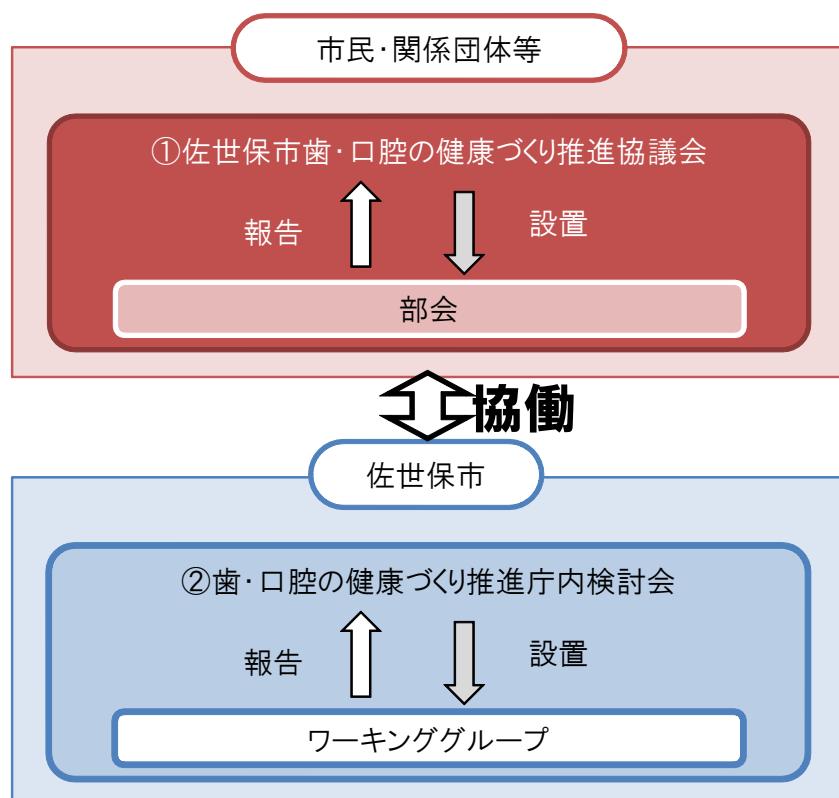
- ・基本計画の評価・見直しに関する審議
- ・関係者における取り組み状況に関する情報交換
- ・実施計画の進捗状況の確認 など

協議会の委員だけで審議することが難しい専門的な事項について、部会を設置し、調査審議をおこないます。

②歯・口腔の健康づくり推進庁内検討会、ワーキンググループ

庁内検討会は、市の関係部署で構成する会議で、本計画に基づく「実施計画」の策定及び進捗に関するをおこないます。また、市の関係部署間における情報共有、意思統一を図ります。

また、必要に応じ関係部署の実務者で構成するワーキンググループを設置し、具体的な事項の検討をおこないます。



《資料 編》



1. 用語解説

あ行

イチジョボウ 一次予防	生活習慣を改善することなどにより、病気の発生を未然に防ぐこと。ちなみに、二次予防とは、病気を健康診断などにより早期に発見し、早期に治療すること。三次予防とは、重症化した病気から社会復帰し、再発を予防することで、機能低下防止、治療、リハビリテーションがこれに含まれる。
ケショク う蝕	むし歯のこと。
エイキュウカン 永久歯	おとなの歯。現代人の永久歯は上下合わせて28本。親知らずを含めると32本である。
エンゲ 嚥下	食べ物を飲み込む運動。食物を口から胃へ送るために顎や咽頭の筋肉が協調して行われる。

か行

かかりつけ歯科医	歯科疾患の治療や、歯科疾患を予防するために定期的にかかる歯科医院のこと。
カクカンセツショウ 顎関節症	顎(あご)の関節の痛み、顎を動かす筋肉の痛み、顎を動かしたときの関節部で鳴る音、動きの異常などの症状を示す病態のこと。
カクミンブ30 +サンマル	厚生労働省が作成した、ひとくち30回以上噛むことを目標としたキャッチフレーズ。
キュオーエル QOL	クオリティ・オブ・ライフ(Quality Of Life)の略で、ひとりひとりの人生の内容の質や社会的にみた生活の質のこと。
キュウシ 臼歯	犬歯(けんし)より奥に生える臼(うす)状の歯のこと。
コウカラ 口腔	口から喉(のど)までの部分。口の中。
コウカラ 口腔ケア	歯、舌、粘膜、入れ歯(義歯)などの健康を維持するためのケアと、機能的健康を維持するケアの総称。
コウゴイショウ 咬合異常(=不正咬合)	歯並びや咬み合わせの状態が良くないこと。
ゴエン 誤嚥	食べ物や異物が誤って喉頭(こうとう)と器官に入ってしまうこと。
ゴエンセイハイエン 誤嚥性肺炎	誤嚥によって食べ物などが誤って気道から肺に入り、細菌感染等により起こる肺炎。
ゴンベン 根面う蝕	歯の根っこ(歯根しこん)の部分のむし歯。

さ行

サイキン 細菌	むし歯の原因菌。
サセボシソウゴケイカク 佐世保市総合計画	市の行財政運営に関する計画の最高位に位置し、各種の分野別計画の基本となる計画。
シーピーアイ CPI	地域歯周疾患指数(Community(コミュニティ) Periodontal(ペリオドンタル) Index(インデックス))。歯周病の状態を表す指標の一つ。正常歯肉をコード0、歯茎から出血が見られる場合をコード1、歯石の存在する場合をコード2、4~5mmの歯周ポケットが存在する場合をコード3、6mm以上の歯周ポケットが存在する場合をコード4と表す。
シーラント	むし歯になりやすい臼歯(きゅうし)の溝に、プラスチックの樹脂を詰めるむし歯の予防法。
シカシッカン 歯科疾患	一般的に、むし歯と歯周病の2つの疾患のこと。
シガハセツ 歯牙破折	急激な外からの力(転倒や打撲など)によって歯が折れたり、欠けたりすること。
シカンセイソウ 歯間清掃	歯ブラシでは取り除きにくい歯と歯の間の汚れを、歯間(しかん)ブラシ、デンタルフロスなどを使って、取り除くこと。歯周病の予防に有効。
シコウ 歯垢(=プラーク)	歯の表面に付着した白い物質で、細菌とその代謝物からなる固まり。むし歯や歯周病の原因となる。
シコン 歯根	歯の根のこと。歯ぐきの下で、骨(歯槽骨しうこつ)の中に埋まっている。歯ぐきが下がると、歯根の表面が露出し、歯根部分がむし歯になりやすい状態になる。
シシュウエン 歯周炎	歯肉炎が進行し、歯を支えている骨などが、細菌により溶かされたもの。進行すると歯ぐきから膿が出たり、歯がグラグラするようになる。
シシュウビョウ 歯周病	歯肉炎と歯周炎を総称したもの。歯周疾患とも言う。
セキ 歯石	歯の表面に長期間付着していた歯垢に、唾液中のカルシウムが吸着し、石灰化したもの。歯みがきでは除去することはできず、歯科医院での歯石除去が必要になる。
シニクエン 歯肉炎	歯ぐきの辺縁部に見られる細菌による炎症で、初期の歯周病。歯肉が赤く腫れたり、歯みがきをすると出血しやすくなる。多くは適切な歯みがきで改善する。
ショクモツ 食物	砂糖などの糖分
セルフケア	むし歯や歯周病などを予防し、お口の健康を保つために自分自身でおこなう方法。
ソウシツシ 喪失歯	むし歯や歯周病、外傷などによって失われた歯のこと。
ソシャク 咀嚼	食べ物を歯で噛み碎くこと。

た行

ティーエムエフティ DMFT (=1人当たりのむし歯数(永久歯))	D:未処置歯、M:喪失歯(むし歯が原因で抜去された歯)、F:むし歯が原因で処置された歯の本数の合計が、1人あたり何本あるかを表す指標。
---	---

な行

ニュウシ 乳歯	子どもの歯。全て生えそろうと20本になる。
------------	-----------------------

は行

ハチマルニイマル 8020運動	厚生労働省が、80歳で20本以上の歯を残すことをスローガンとして取り組んできた運動。
カブツ フッ化物	フッ素の化合物で、歯から失われたカルシウムなどのミネラルを歯に取り戻し(歯の再石灰化)、歯の質を強くする。フッ化物を利用したむし歯予防は、フッ化物塗布や、フッ化物洗口などがある。
カブツセンコウ フッ化物洗口	濃度が低いフッ化ナトリウム溶液で洗口(ぶくぶくうがい)をする方法で、むし歯予防法の一つ。歯科医師の指導のもと、保育所・幼稚園・学校や家庭でおこなわれる。
カブツトフ フッ化物塗布	歯の表面にフッ化物を塗る方法で、むし歯予防法の一つ。歯科医師または歯科衛生士がおこなう。
プロフェッショナルケア	歯科医師、歯科衛生士から正しい清掃方法について助言や指導を受けたり、必要な治療を受けること。

ま行

ミショチシ 未処置歯	治療せずに放置してあるむし歯のこと。
---------------	--------------------

や行

ヨウケンザシ 要観察歯	むし歯とは判定できないが、むし歯の初期症状の疑いのある歯のこと。CO(シーオー)とも言われる。
----------------	---

ら行

ライフステージ 6020運動	人間の一生において節目となる出来事(出生、入学、卒業、出産など)や年齢等によって区分される生活環境の段階。
ロクマルニイヨン 6024運動	8020運動と同じように、60歳まで24本の自分の歯を残そうという目標。



2. 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画 基本目標に係る目標値の考え方

ライフステージ	目標	指標	現状値	年度	データソース	目標値	分類	参考(国)	
								現状値	目標値
1 歯科疾患の予防									
乳幼児期	健全な歯・口腔の育成	3歳児でもし歯のない者の增加	71.4%	平成23年度	3歳児健診の結果	90.0%	ア	77.1%	90.0%
学齢期	口腔状態の向上	12歳児でもし歯のない者の増加	57.8%	平成23年度	学校歯科健診における中学1年生の結果	65.0%	ア	54.6%	65.0%
		14歳児で歯肉に炎症所見を有する者の減少	29.9%	平成23年度	学校歯科健診における中学3年生の結果	24.0%	イ	25.1%	20.0%
		17歳児で歯肉に炎症所見を有する者の減少	31.1%	平成23年度	学校歯科健診における高校3年生の結果	25.0%	イ		
成人期 (妊娠婦期を含む)	健全な口腔状態の維持	20歳代で未処置歯を有する者の減少	58.6%	平成21~23年度	成人歯科健診における20歳代の者の結果	45.0%	エ	/	/
		40歳代で未処置歯を有する者の減少	42.5%	平成21~23年度	成人歯科健診における40歳代の者の結果	10.0%	ア	40.3%	10.0%
		20歳代で歯肉に炎症所見を有する者の減少	53.2%	平成21~23年度	成人歯科健診における20歳代の者の結果	43.5%	イ	31.7%	25.0%
		40歳代で進行した歯周炎を有する者の減少	51.7%	平成21~23年度	成人歯科健診における40歳代の者の結果	36.0%	イ	37.3%	25.0%
		40歳で喪失歯のない者の增加	71.2%	平成21~23年度	成人歯科健診における35~44歳の者の結果	80.0%	ウ	54.1%	75.0%
高齢期	歯の喪失防止	60歳代で未処置歯を有する者の減少	36.5%	平成21~23年度	成人歯科健診における60歳代の者の結果	10.0%	ア	37.6%	10.0%
		60歳代で進行した歯周炎を有する者の減少	71.6%	平成21~23年度	成人歯科健診における60歳代の者の結果	45.0%	イ	54.7%	45.0%
		60歳で24本以上の自分の歯を有する者の割合の増加	62.6%	平成21~23年度	成人歯科健診における55~64歳の者の結果	70.0%	ウ	60.2%	70.0%
		80歳で20本以上の自分の歯を有する者の割合の増加	35.9%	平成21~23年度	成人歯科健診における75~84歳の者の結果	50.0%	ウ	25.0%	50.0%

ライフステージ	目標	指標	現状値	年度	データソース	目標値	分類	参考(国)	
								現状値	目標値
2 生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上									
乳幼児期 学齢期	口腔機能の獲得	3歳児での不正咬合などが認められる者の減少	10.9%	平成23年度	3歳児健診の結果	10.0%	ア	12.3%	10.0%
成人期 高齢期	口腔機能の維持・向上	60歳代で咀嚼に支障がない者の増加	—	平成23年度	成人歯科健診における60歳代の者の結果	80.0%	ア	73.4%	80.0%
3 定期的に口腔保健サービスを受けることが困難な者に対する歯科口腔保健									
要援護高齢者、 障がい者、 障がい児	定期的な口腔 保健サービスの 推進	かかりつけ歯科医を持つ障がい児の増加	57.4%	平成23年度	「子ども発達センター受診対象のお口の健康に関するアンケート」の結果	75.0%	エ	/\	/\
		かかりつけ歯科医を持つ障がい者の増加	66.2%	平成18年度	在宅障がい者に対する歯科保健に関するアンケート調査	75.0%	エ	/\	/\
		介護老人福祉施設・介護老人保健施設での定期的な歯科検診実施率の増加	今後 把握	—	施設へのアンケート調査を実施予定	今後 設定	ア	12.9%	50%
		障がい者入所施設での定期的な歯科検診実施率の増加	今後 把握	—	施設へのアンケート調査を実施予定	今後 設定	ア	66.9%	90%

目標値の考え方【分類】

記号	指標	目標値の決め方
ア	国と同じ	国と同じ値
イ	国と同じ	国の増減率と同じ
ウ	国と同じ	その他(中間値)
エ	市独自	回帰分析

3. 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画 策定経過

年 月 日	会 議 お よ び 内 容
平成 24 年 5 月 16 日	第1回 庁内検討会 ★「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」の概要説明 ①庁内検討会の設置 ②推進計画の委員構成について ③策定に係る基本方針
平成 24 年 6 月 13 日 ～ 6 月 21 日	庁内ヒアリングの実施 ★歯科保健事業について ①各課の歯科保健事業の現状と課題 ②歯科保健事業の今後の方向性 ③新計画の指標について 幼児教育センター・医療保険課・子ども保健課・学校教育課 長寿社会課・障がい福祉課
平成 24 年 6 月 27 日	第2回 庁内検討会 ★「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画（骨子案）」について
平成 24 年 7 月 5 日	第1回 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会 ★委嘱状交付・正副会長選任 ★諮問・策定部会の設置等の確認 第1回 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画合同策定部会 ★委嘱状交付・正副会長選任（子ども期・成人期策定部会） ★「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画（骨子案）」について
平成 24 年 8 月 1 日 ～ 8 月 12 日	「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画（骨子案）」について 委員意見回答の実施 ①現状と課題 ②基本目標
平成 24 年 8 月 16 日	第1回 庁内ワーキング ★「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画（骨子案）」についての確認・整理 ①現状と課題 ②基本目標
平成 24 年 8 月 22 日	第2回 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画策定部会（成人期） ★「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画（骨子案）」についての確認 ①現状と課題 ②基本目標

年 月 日	会 議 お よ び 内 容
平成 24 年 8 月 23 日	第2回 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画策定部会（子ども期） ★「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画（たたき案）」についての確認 ①現状と課題 ②基本目標
平成 24 年 11 月 27 日	第2回 庁内ワーキング ★「市民、関係者、行政の役割」におけるご意見及びご意見の反映についての確認・整理
平成 24 年 12 月 18 日	第3回 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画策定部会（子ども期） ★「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画（骨子案）」についての確認 ①市民、関係者、行政の役割
平成 24 年 12 月 19 日	第3回 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画策定部会（成人期） ★「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画（骨子案）」についての確認 ①市民、関係者、行政の役割
平成 25 年 1 月 8 日	第3回 庁内検討会 ★「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画（骨子案）」についての意見の反映・整理
平成 25 年 1 月 22 日	第2回 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会 ★佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画策定部会会長報告 1) 子ども期部会 2) 成人期部会 ★佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画の策定について ★基本理念（案）について
平成 25 年 2 月 4 日	「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会」から市長への答申
平成 25 年 2 月 12 日 ～ 3 月 13 日	「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画（案）」パブリックコメント実施
平成 25 年 3 月下旬	パブリックコメントに対する回答 「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」策定

4. 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会

(1) 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会委員名簿

「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例」の第12条の規定に基づき、平成24年7月5日に「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会」を設置する。

関係団体から推薦があった者、公募委員等に対し、委嘱又は任命をおこなうもの。

(委嘱期間) 平成24年7月5日から平成26年7月4日まで(2年間)

平成25年3月末現在 ◎会長、○副会長、敬称略、順不同

No.	氏名	性別	団体名	役職
1	増田 良孝	男	佐世保市医師会	副会長
2	◎ 七熊 正	男	佐世保市歯科医師会	会長
3	渡邊 吉郎	男	佐世保市歯科医師会	理事(地域歯科保健担当)
4	疊屋 文人	男	佐世保市歯科医師会	理事(医療福祉委員長)
5	松添 裕之	男	佐世保市歯科医師会	理事(子ども期歯科保健担当)
6	立石 徹	男	佐世保市薬剤師会	副会長
7	相馬 カオリ	女	長崎県歯科衛生士会佐世保支部	副支部長
8	山本 孝史	男	長崎県栄養士会佐世保支部	顧問
9	久田 和子	女	長崎県看護協会県北ブロック協議会	会長
10	鷺峯 志保	女	佐世保市介護支援専門員連絡協議会	管理者
11	里見 典子	女	佐世保市障がい者相談支援事業所連絡会	地域生活支援主任
12	○ 斎藤 俊行	男	長崎大学	教授(口腔保健学)
13	浦川 匠子	女	佐世保私立幼稚園協会	副会長
14	安永 香織	女	佐世保市保育会	副会長
15	山崎 剛	男	佐世保市P T A連合会	副会長
16	中倉 利光	男	佐世保市老人クラブ連合会	副会長
17	宇野 隆徳	男	佐世保商工会議所	議員
18	森 玉枝	女	公募委員	公募委員
19	吉田 恵美子	女	公募委員	公募委員
20	永元 太郎	男	佐世保市教育長	佐世保市教育長

(2) 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画策定部会委員名簿

「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例」(以下「条例」という。)の第7条の規定に基づく「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画」(以下「計画」という。)を策定するにあたり、同計画素案の検討は、条例第19条に基づき「計画策定部会」を設置し、その中で検討をおこなうもの。なお、「計画策定部会」は、委員の所属団体の特性を考慮し、「子ども期担当」と「成人期担当」の2つに分け、各ライフステージ(年代)における歯・口腔の健康づくりについて、具体的な検討をおこなうこととした。

(委嘱期間) 平成24年7月5日から平成25年3月31日まで(計画策定の期間)

佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会に係る計画策定部会名簿(子ども期)

No.	団体名	役職	氏名	性別
1	佐世保市歯科医師会	理事(子ども期歯科保健担当)	松添 裕之	男
2	佐世保市歯科医師会	副会長	品川 光春	男
3	佐世保市薬剤師会	副会長	立石 徹	男
4	長崎県栄養士会佐世保支部	顧問	山本 孝史	男
5	佐世保私立幼稚園協会	副会長	浦川 匠子	女
6	佐世保市保育会	副会長	安永 香織	女
7	佐世保市PTA連合会	副会長	山崎 剛	男
8	長崎県立佐世保特別支援学校	養護教諭	大井手 由美子	女
9	佐世保市小学校長会	祇園小学校長	三島 智彰	男
10	佐世保市中学校長会	世知原中学校長	松尾 光一	男
11	公募委員	公募委員	吉田 恵美子	女

※網掛け部分は、部会のみに所属する委員(協議会には所属しない)。

佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会に係る計画策定部会名簿(成人期)

No.	団体名	役職	氏名	性別
1	佐世保市医師会	副会長	増田 良孝	男
2	佐世保市歯科医師会	理事(地域歯科保健担当)	渡邊 吉郎	男
3	佐世保市歯科医師会	理事(医療福祉委員長)	疊屋 文人	男
4	長崎県歯科衛生士会佐世保支部	副支部長	相馬 カオリ	女
5	長崎県看護協会県北ブロック協議会	会長	久田 和子	女
6	佐世保市介護支援専門員連絡協議会	管理者	鷺峯 志保	女
7	佐世保市障がい者相談支援事業所連絡会	地域生活支援主任	里見 典子	女
8	佐世保市老人クラブ連合会	副会長	中倉 利光	男
9	佐世保商工会議所	議員	宇野 隆徳	男
10	公募委員	公募委員	森 玉枝	女

(3) 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画の策定について（諮問・答申）

24健 第602号
平成24年7月5日

佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会 会長 様

佐世保市長 朝長 則男

佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画の策定について（諮問）

佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例第7条の規定により、佐世保市の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画の策定について、貴協議会の意見を求めます。

以上
(健康づくり課)

平成25年2月4日

佐世保市長 朝長 則男 様

佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会
会長 七熊 正

佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画の策定について（答申）

佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例第7条の規定により、平成24年7月5日付け24健第602号をもって諮問された佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画の策定について、本協議会において慎重に審議を重ねた結果、別紙「佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画（案）」のとおり答申いたします。

今後、この計画（案）の検討に係る本協議会の意見等を十分に尊重し、行政の計画（案）として精査を行われること、また、積極的に推進されることを要望いたします。

(4) 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯科口腔保健の推進に関する法律（平成23年法律第95号）及び長崎県歯・口腔の健康づくり条例（平成21年長崎県条例第73号）の趣旨に基づき、市の歯・口腔の健康づくりに関する基本理念を定め、市の責務及び歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、市民等の役割を明らかにし、並びに歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画の策定について定めること等により、市民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進し、及び市民の歯科疾患の有病率の低下を図り、もって市民の健康増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯・口腔の健康づくりは、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- (1) すべての市民が生涯にわたり、自らむし歯、歯周病等の歯科疾患の予防に取り組むこと。
- (2) 適切な時期に必要な歯科検診、歯科保健指導、歯科相談、口腔ケア等の口腔保健サービス及び医療を受けることができる環境が整備されること。

(市の責務)

第3条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、歯・口腔の健康づくりに関する法令に基づき、国及び長崎県と連携協力して歯・口腔の健康づくりに関する総合的な施策を策定し、及び継続的かつ効果的に実施する責務を有する。

(歯科医師等の役割)

第4条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科保健医療又は保健指導に係る業務に携わる者（以下「歯科医師等」という。）は、基本理念にのっとり、市が実施する施策に協力し、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等との連携を図り、並びに良質かつ適切な口腔保健サービス及び医療を提供するよう努めるものとする。

(教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等の役割)

第5条 教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等（以下「教育関係者等」という。）は、基本理念にのっとり、市民の歯・口腔の健康づくりの推進並びに他の者が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、歯・口腔の健康づくりに関する知識及び理解を深めるよう努めるものとする。

2 市民は、市が実施する歯・口腔の健康づくりに関する施策に積極的に参加し、かかりつけ歯科医を持ち、その支援を受けること等により、自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものと

する。

(佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画)

第7条 市は、市民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画として佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

2 推進計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 歯・口腔の健康づくりに関する基本方針
 - (2) 歯・口腔の健康づくりに関する目標
 - (3) 歯・口腔の健康づくりに関する施策の方向性
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市は、推進計画を定めようとするときは、あらかじめ第12条で定める佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 4 推進計画の策定に当たっては、市が策定する保健、医療及び福祉に関する計画との調和及び連携に配慮するものとする。
- 5 市は、推進計画を定めたときは、速やかに、これを市民に公表しなければならない。
- 6 推進計画は、歯・口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。
- 7 市は、推進計画に定める事項の具体的な事業に関する実施計画を作成するものとする。

(基本的施策の実施)

第8条 市長及び教育委員会は、歯科医師等及び教育関係者等との連携を図り、並びにその協力を得て、生涯にわたる市民の歯・口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 市民の歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに関係者との連携体制の構築に関すること。
- (2) フッ化物洗口等のフッ化物を用いた効果的なむし歯の予防対策の推進に関すること。
- (3) 市民が定期的に口腔保健サービスを受けることを促進するための勧奨その他の必要な施策の推進に関すること。
- (4) 障害を有する者、介護を必要とする者等であって定期的に口腔保健サービスを受けることが困難なものが、適切に口腔保健サービスを受けることができるようにするための必要な施策の推進に関すること。
- (5) 歯・口腔の健康づくりに携わる者の資質の向上に関すること。
- (6) 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究の推進に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを推進するために必要な施策の推進に関すること。

(歯・口腔の健康づくり普及月間)

第9条 市は、毎年6月を歯・口腔の健康づくり普及月間とし、市民に広く歯・口腔の健康づくりの重要性を普及するための事業を実施するものとする。

(市民の歯科検診の結果等の公表及び実態の把握)

第10条 市は、妊娠婦期及び乳幼児期からの市民の歯・口腔の健康づくりを効果的に推進するため、市民の歯科検診の結果等を毎年度公表するとともに、それを活用し、市民の歯・口腔の健康づくりに関する実態の把握に努めるものとする。

(財政上の措置)

第11条 市は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会の設置)

第12条 市は、歯・口腔の健康づくりを推進するため、佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第13条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 推進計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりに関する施策の推進に関すること。

(委員)

第14条 協議会は、委員20人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第15条 委員の任期は、2年とする。ただし、前条第1号の委員については、任期中であってもその本来の職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

2 棄欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第16条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第17条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

- 第18条 協議会は、必要に応じ委員以外の者に、会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

- 第19条 会長は、専門の事項を調査審議するため、協議会に部会を置くことができる。
- 2 部会の委員は、会長が指名する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 前3条の規定は、部会の運営について準用する。この場合において、第16条中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、「副会長」とあるのは「副部会長」と、第17条中「協議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と、前条中「協議会」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(庶務)

- 第20条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

- 第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第7条第3項及び第12条から第20条までの規定は、規則で定める日から施行する。

(佐世保市附属機関設置条例の一部改正)

- 2 佐世保市附属機関設置条例（平成8年条例第18号）の一部を次のように改正する。
第19条の2の後に次の1条を加える。

- 第19条の3 市長の附属機関として、佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会を置く。
- 2 佐世保市歯・口腔の健康づくり推進協議会の組織及び所掌事務については、佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例（平成24年条例第16号）の定めるところによる。

5. 歯科口腔保健の推進に関する法律

法律第九十五号（平二三・八・一〇）

（目的）

第一条 この法律は、口腔くうの健康が国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割を果たしているとともに、国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効であることに鑑み、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」という。）の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、歯科口腔保健の推進に関する施策の基本となる事項を定めること等により、歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進し、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 歯科口腔保健の推進に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行われなければならない。

- 一 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進すること。
- 二 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進すること。
- 三 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進すること。

（国及び地方公共団体の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、歯科口腔保健の推進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（歯科医師等の責務）

第四条 歯科医師、歯科衛生士、歯科技工士その他の歯科医療又は保健指導に係る業務（以下この条及び第十五条第二項において「歯科医療等業務」という。）に従事する者は、歯科口腔保健（歯の機能の回復によるものを含む。）に資するよう、医師その他歯科医療等業務に関連する業務に従事する者との緊密な連携を図りつつ、適切にその業務を行うとともに、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者の責務）

第五条 法令に基づき国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者は、国及び地方公共団体が歯科口腔保健の推進に関して講ずる施策に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第六条 国民は、歯科口腔保健に関する正しい知識を持ち、生涯にわたって日常生活において自ら歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、定期的に歯科に係る検診（健康診査及び健康診断を含む。第八条において同じ。）を受け、及び必要に応じて歯科保健指導を受けることにより、歯科口腔保健に努めるものとする。

(歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等)

第七条 国及び地方公共団体は、国民が、歯科口腔保健に関する正しい知識を持つとともに、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うことを促進するため、歯科口腔保健に関する知識及び歯科疾患の予防に向けた取組に関する普及啓発、歯科口腔保健に関する国民の意欲を高めるための運動の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等)

第八条 国及び地方公共団体は、国民が定期的に歯科に係る検診を受けること及び必要に応じて歯科保健指導を受けること（以下この条及び次条において「定期的に歯科検診を受けること等」という。）を促進するため、定期的に歯科検診を受けること等の勧奨その他の必要な施策を講ずるものとする。

(障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者、介護を必要とする高齢者その他の者であって定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難なものが、定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることができるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。

(歯科疾患の予防のための措置等)

第十条 前三条に規定するもののほか、国及び地方公共団体は、個別的に又は公衆衛生の見地から行う歯科疾患の効果的な予防のための措置その他の歯科口腔保健のための措置に関する施策を講ずるものとする。

(口腔の健康に関する調査及び研究の推進等)

第十二条 国及び地方公共団体は、口腔の健康に関する実態の定期的な調査、口腔の状態が全身の健康に及ぼす影響に関する研究、歯科疾患に係るより効果的な予防及び医療に関する研究その他の口腔の健康に関する調査及び研究の推進並びにその成果の活用の促進のために必要な施策を講ずるものとする。

(歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の策定等)

第十三条 厚生労働大臣は、第七条から前条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施のための方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるものとする。

2 前項の基本的事項は、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第七条第一項に規定する基本方針、地域保健法（昭和二十二年法律第百一号）第四条第一項に規定する基本指針その他の法律の規定による方針又は指針であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければ

ればならない。

3 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。

4 厚生労働大臣は、第一項の基本的事項を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第十三条 都道府県は、前条第一項の基本的事項を勘案して、かつ、地域の状況に応じて、当該都道府県において第七条から第十一条までの規定により講ぜられる施策につき、それらの総合的な実施の方針、目標、計画その他の基本的事項を定めるよう努めなければならない。

2 前項の基本的事項は、健康増進法第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画その他の法律の規定による計画であって保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

(財政上の措置等)

第十四条 国及び地方公共団体は、歯科口腔保健の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(口腔保健支援センター)

第十五条 都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、口腔保健支援センターを設けることができる。

2 口腔保健支援センターは、第七条から第十一条までに規定する施策の実施のため、歯科医療等業務に従事する者等に対する情報の提供、研修の実施その他の支援を行う機関とする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(厚生労働・内閣総理大臣署名)

6. 長崎県歯・口腔の健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、歯・口腔の健康づくりが糖尿病等の生活習慣病の対策をはじめとする県民の全身の健康づくりに果たす役割の重要性にかんがみ、他県に比べ高い県民の歯科疾患の有病率の低下及び県内における歯・口腔の健康に関する地域間等の格差の是正を図るため、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関し、その基本理念を定め、県の責務及び市町、教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者、県民等の役割を明らかにし、並びに歯・口腔の健康づくりの推進に関する計画の策定について定めること等により、歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民の健康増進に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第2条 歯・口腔の健康づくりは、すべての県民が生涯を通じて、自らむし歯、歯周疾患等の予防及び口腔機能の向上に取り組むとともに、適切な時期に必要な口腔ケア、医療等を受けることができる環境が整備されることを基本理念として行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、本県の特性に応じた歯・口腔の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(市町の役割)

第4条 市町は、基本理念を踏まえ、健康増進法(平成14年法律第103号)、母子保健法（昭和40年法律第141号）等の歯・口腔の健康づくりに関する法令の規定に基づく歯・口腔の健康づくりに関する施策を継続的かつ効果的に推進するよう努めるものとする。

(教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等の役割)

第5条 教育関係者、保健医療関係者、福祉関係者等（以下「教育関係者等」という。）は、基本理念にのっとり、県民の歯・口腔の健康づくりの推進並びに他の者が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動との連携及び協力を図るよう努めるものとする。

2 教育関係者等は、前項の目的を達成するため、県民の歯・口腔の健康づくりを支援するための研修等を実施するよう努めるものとする。

(事業者及び保険者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、県内の事業所で雇用する従業員の歯科検診（健康診査又は健康診断において実施する歯科に関する検診を含む。）及び歯科保健指導（以下「歯科検診等」という。）の機会の確保その他の歯・口腔の健康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

2 保険者は、基本理念にのっとり、県内の被保険者の歯科検診等の機会の確保その他の歯・口腔の健

康づくりに関する取組を推進するよう努めるものとする。

(県民の役割)

- 第7条 県民は、歯・口腔の健康づくりに関する知識を持ち、更に理解を深めるよう努めるものとする。
2 県民は、県及び市町が実施する歯・口腔の健康づくりに関する施策を活用すること、かかりつけ歯科医の支援を受けること等により、自ら歯・口腔の健康づくりに取り組むよう努めるものとする。

(長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画)

- 第8条 県は、県民の生涯にわたる歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画」という。）を定めるものとする。
2 県は、長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画を定めようとするときは、あらかじめ歯・口腔の健康づくりに関する学識経験者の意見を聞くとともに、県民、市町その他歯・口腔の健康づくりに係る活動を行う関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
3 長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画の策定に当たっては、健康増進法に基づく健康増進計画、医療法（昭和23年法律第205号）に基づく医療計画、介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく介護保険事業支援計画その他の県が策定する歯・口腔の健康づくりに関する計画との調和及び連携に努めるとともに、離島及びへき地における地域性及び特殊性に配慮するものとする。
4 県は、長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画を定めたときは、速やかに、これを県民に公表しなければならない。
5 長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画は、歯・口腔の健康づくりに関する施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。
6 第2項から第4項までの規定は、長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画の変更について準用する。

(市町歯・口腔の健康づくり推進計画)

- 第9条 市町は、当該市町の実情に応じた歯・口腔の健康づくりに関する施策をより継続的かつ効果的に推進するため、長崎県歯・口腔の健康づくり推進計画の内容を踏まえ、当該区域における歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画（以下「市町歯・口腔の健康づくり推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
2 県は、市町が市町歯・口腔の健康づくり推進計画を定めようとする場合には、当該市町の求めに応じ、適切な情報の提供及び専門的又は技術的な助言を行うものとする。
3 県は、前項に定めるもののほか、市町歯・口腔の健康づくり推進計画の策定状況等市町における歯・口腔の健康づくりに関する施策の実施状況を勘案した上で、市町に対して必要な支援を行うよう努めるものとする。

(基本的施策の実施)

- 第10条 知事又は県教育委員会は、県民の歯・口腔の健康づくりを推進するための基本的施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 県民の歯・口腔の健康づくりの推進に資する情報の収集及び提供並びに教育関係者等との連携体制

の構築に關すること。

- (2) 市町長又は市町教育委員会が行う効果的なむし歯予防対策及び母子歯科保健事業、学校歯科保健事業等を通じた県民の生涯にわたる効果的な歯・口腔の健康づくりに関する施策の促進に關すること。
- (3) 第8条第2項の関係者が行う歯・口腔の健康づくりに関する取組の促進に關すること。
- (4) 障害者、要介護者等に対する適切な口腔ケア等に係る施策の推進に關すること。
- (5) 歯・口腔の健康づくりに携わる者の資質の向上に關すること。
- (6) 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究の推進に關すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、歯・口腔の健康づくりを推進するために必要な施策の推進に關すること。

2 県は、前項各号に掲げる基本的施策を実施するため、市町、事業者、保険者、学校等が行う歯・口腔の健康づくりに関する活動に対し、その設置する保健所による広域的又は専門的な見地からの情報の提供、助言等を行うものとする。

(効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進等)

第11条 県は、幼児、児童及び生徒に係る歯・口腔の健康づくりの推進を図るため、学校等におけるフッ化物洗口の普及その他の効果的な歯・口腔の健康づくり対策の促進に必要な措置を講ずるものとする。

2 知事又は県教育委員会は、保育所、幼稚園、小学校、中学校等においてフッ化物洗口等のフッ化物を用いた歯・口腔の健康づくりに関する取組が実施される場合は、各実施主体に対し、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第5条に規定する学校保健計画又はそれに準じた計画に位置付け実施すること等その的確な実施のための必要な助言を行うものとする。

(歯の衛生週間)

第12条 県民の間に広く歯・口腔の健康づくりについての関心と理解を深め、県民が積極的に歯科疾患を予防する意欲を高めるため、歯の衛生週間を設ける。

2 歯の衛生週間は、6月4日から同月10日までとする。

3 県は、市町と連携し、歯の衛生週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(県民歯科疾患実態調査等)

第13条 知事は、県民の歯・口腔の健康づくりの総合的な推進を図るための基礎資料とするため、少なくとも6年ごとに、県民の歯科疾患等の実態についての調査(以下「県民歯科疾患実態調査」という。)を行うものとする。

2 知事及び県教育委員会は、県民の幼児期からの歯・口腔の健康づくりを効果的に推進するため幼児、児童及び生徒のむし歯及び歯周疾患の罹患状況等について、毎年調査を実施するものとする。

3 県民歯科疾患実態調査及び前項の調査は、その結果を公表するものとする。

(財政上の措置)

第14条 県は、歯・口腔の健康づくりに関する施策を推進するため、予算の範囲内で必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 22 年 6 月 4 日から施行する。

《参考資料》

佐世保市歯科保健事業 評価報告書

基本計画（改定版）（平成12年度～平成24年度）

及び

第4次実施計画（平成22年度～平成24年度）

佐世保市歯科保健事業基本計画及び第4次実施計画の評価

平成24年度は、佐世保市歯科保健基本計画及び同第4次実施計画の最終年度にあたるため、指標に対する現状値を把握し評価をおこないました。

○佐世保市歯科保健事業基本計画

計画期間：平成12年度～平成24年度（当初平成21年度までの計画であったが3年間延長した）

○佐世保市歯科保健事業第4次実施計画

計画期間：平成22年度～平成24年度

計画の評価は、基本計画及び実施計画に掲げた指標を、それぞれ3段階で評価するとともに、これまでの歯科保健事業を振り返り、事業の課題や今後の方向性を明確にしました。

	基本計画	実施計画
目標値を達成した	A	a
目標値に至っていないが、策定時より前進した	B	b
変化なしもしくは策定時より後退した	C	c



1 各ライフステージにおける目標の達成度

(1) 妊産婦期（妊娠中～産後1年間）



ア 指標の達成度

	指標	策定時	目標値	現状値	データソース	評価
基本計画	妊婦歯科健診受診率	平成13年度	平成24年度	平成23年度	10か月児歯科育児相談時の聞き取り調査	B
		29.4%	80%	39.6%		
実施計画	歯科健診受診率の向上	平成20年度	平成24年度	平成23年度	10か月児歯科育児相談時の問診	b
		32.8%	80%	39.6%		
実施計画	妊娠中に生じた歯科の課題について解決方法を入手した者の割合の増加	平成20年度	平成24年度	平成23年度	10か月児歯科育児相談時の問診	a
		-	75%	77.8%		
実施計画	妊娠中の栄養について関心を持つ者の増加	平成20年度	平成24年度	平成23年度	マタニティ学級(第4課：妊娠中から産後の栄養)参加者数	a
		164人	増加	222人		
実施計画	歯周疾患が早産や低体重児と関連があることを知っている者の割合の増加	平成20年度	平成24年度	平成23年度	マタニティ学級時の問診	b
		52.1%	60%	56.7%		
実施計画	むし歯の原因菌が親から子に移る(感染する)ことを知っている者の割合の増加	平成20年度	平成24年度	平成23年度	マタニティ学級時の問診	b
		83.6%	100%	88.5%		

イ 課題及び今後の方向性



1) 基本計画について

基本計画の評価指標である「妊婦歯科健診受診率」における最終年度の目標値は80%でしたが、平成23年の現状値は目標値のほぼ半数である40%でした。市が実施している妊婦歯科健診への案内は、母子健康手帳の交付時、およびマタニティ学級開催時に実施しています。妊婦の方の口腔内状況は、生まれてくる赤ちゃんの口腔内状況にも影響を及ぼします。妊婦の方に対する歯科保健情報の提供を継続して行うとともに、妊婦歯科健診受診率のさらなる向上が必要です。

基本計画における妊婦歯科健診受診率の目標値は、80%と設定されておりましたが、現状値はおおよそ半分の値でした。次期計画では、理想的な目標値の設定ではなく、実現可能性のある目標値の設定が必要であると考えます。

2) 実施計画について

実施計画では、妊娠期における歯科健診受診率の向上に加え、「妊娠中に生じた歯科の課題について解決方法を入手した者の割合の増加」「妊娠中の栄養について関心を持つ者の増加」「歯周疾患が早産や低体重児と関連があることを知っている者の割合の増加」「むし歯の原因菌が親から子に移る（感染する）ことを知っている者の割合の増加」を重点項目として掲げておりました。いずれも目標値を達成した「a」あるいは策定時と比較して現状値が向上した「b」という評価であり、マタニティ学級、あるいは10か月児歯科育児相談での歯科保健教育・相談は、一定の成果を得たものと考えられました。引き続き、妊産婦への健康教育を継続し、妊産婦の歯科に関する知識の向上に務め、妊産婦歯科健診の受診が進むことを期待します。

(2) 乳幼児期(0~5歳)



ア 指標の達成度

指標	策定時	目標値	現状値	データソース	評価
					B
むし歯※を持つ者の割合 (1歳6か月)	平成13年度	平成24年度	平成23年度	1歳6か月児健診	B
	2.9%	1.9%	2.3%		
むし歯※を持つ者の割合 (3歳)	平成13年度	平成24年度	平成23年度	3歳児健診	B
	41.0%	22.0%	28.6%		
むし歯※を持つ者の割合 (4歳)	平成13年度	平成24年度	平成23年度	保育所・幼稚園 歯科健診	B
	56.5%	40.0%	42.2%		
むし歯※を持つ者の割合 (5歳)	平成13年度	平成24年度	平成23年度	保育所・幼稚園 歯科健診	A
	67.1%	50.0%	48.7%		
一人平均むし歯数 (1歳6か月)	平成13年度	平成24年度	平成23年度	1歳6か月児健診	B
	0.09本	0.01本	0.06本		
一人平均むし歯数 (3歳)	平成13年度	平成24年度	平成23年度	3歳児健診	B
	1.8本	0.4本	1.1本		
一人平均むし歯数 (4歳)	平成13年度	平成24年度	平成23年度	保育所・幼稚園 歯科健診	B
	3.0本	1.0本	2.0本		
一人平均むし歯数 (5歳)	平成13年度	平成24年度	平成23年度	保育所・幼稚園 歯科健診	B
	4.0本	2.0本	2.4本		
市内保育所・幼稚園の フッ化物洗口実施割合	平成13年度	平成24年度	平成23年度	けんこうシップ させぼ21	B
	27.0%	100%	40.0%		

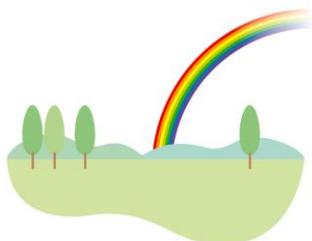
指標	策定時	目標値	現状値	データソース	評価
実施計画	1歳6か月児の一人平均むし歯数の減少	平成20年度 0.09本	平成24年度 0.05本	平成23年度 0.06本	1歳6か月児健診 b
	1歳6か月児の歯科健診で要経過観察となつた幼児のうち歯科受診をした者の割合	平成20年度 28.5%	平成24年度 40.0%	平成23年度 24.9%	歯科医院受診者+保健福祉センター受診者 c
	3歳児の一人平均むし歯数の減少	平成20年度 1.2本	平成24年度 0.9本	平成23年度 1.1本	3歳児歯科健診 b
	フッ化物を利用したむし歯予防を実践している者の割合	平成20年度 83.0%	平成24年度 100%	平成23年度 86.4%	3歳児歯科健診 b
	10か月児歯科育児相談事業における噛み方の実践ができている乳幼児の増加	平成20年度 54.3%	平成24年度 60%	平成23年度 51.4%	1歳6か月児歯科健診 c
	食生活に関連した歯科保健指導を受ける保護者の割合の減少	平成20年度 16.9%	平成24年度 15%	平成23年度 10.0%	1歳6か月児歯科健診後の2歳児 フォロー対象者 a

イ 課題及び今後の方向性

1) 基本計画について

基本計画では、各年齢時におけるむし歯を持っている者の割合、および一人平均のむし歯数を評価指標として掲げています。すべての指標で向上しておりますが、「むし歯を持つ者の割合（5歳）」を除いて目標値の達成はありませんでした。

基本計画の評価目標である「市内保育所・幼稚園のフッ化物洗口実施割合」は、27%から40%に上昇しているものの、目標値である100%には達成していません。フッ化物洗口を実施希望している保育所・幼稚園に対しての、技術的な支援を行っていますが、保育所・幼稚園は、学校歯科医との連携を通じて、さらに、保護者に対して、フッ化物のう蝕予防効果について、説明と理解を得ることに務める必要があります。あわせて市は、保育所・幼稚園に対して、フッ化物洗口に関わる情報提供を含めた協力・支援を行う必要があります。



2) 実施計画について

乳幼児期に対するう蝕予防の取り組みとしては、10か月児歯科育児相談、1歳6か月児健康診査、および3歳児健康診査を実施しています。1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査は、90%以上の健診受診率となっておりますが、10か月児歯科育児相談は85%とやや低いのが現状です。未受診の理由として「未だ歯が生えてきていたので受診しなかった」という意見も聞かれています。歯科育児相談は、歯科だけの相談と考えられやすいのですが、実際に行っている内容は保健師による育児相談、栄養士による離乳食指導と、理学療法士による運動発達など多岐に渡る事業であるため、歯が生えていない子ども達の保護者にもぜひ参加してほしい事業です。10ヶ月児歯科育児相談の事業内容を広く周知し、歯が生え始める時期からのむし歯予防が大切です。

2歳児経過歯科健診は、1歳6か月児健康診査を受診し、3歳児健康診査を迎えるまでにう蝕リスクが高い子どもに対し、個別に歯科健診案内とアンケートを同封し、郵送をしています。しかしながら、実施計画の重点項目「1歳6ヶ月時の歯科健診で要経過観察となった幼児のうち歯科受診をした者の割合」は、平成20年より低下しており「c」評価となっています。対象であるリスクが高い子どもをかかる保護者に対しては、継続的、かつ積極的に歯科受診を促す必要があります。

「フッ化物を利用したむし歯予防を実践している者の割合」は84%であり、策定時と比較して横ばい状態です。乳幼児の保護者に対しては、10か月児歯科育児相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査の機会を利用して、家庭内のフッ化物を利用した歯磨き方法などを指導しています。また、指導とあわせて、フッ化物洗口処方指示書を全員に配布していますが、その購入率は低いのが現状です（10%未満）。家庭でのフッ化物応用の方法について説明を継続して行い、実践を促す取り組みが必要です。

実施計画の重点項目である「10か月児歯科育児相談事業における噛み方の実践ができている乳幼児の増加」は「c」評価、「食生活に関連した歯科保健指導を受ける保護者の割合減少」は「a」評価でした。噛み方に関するこれらの評価指標は、実際には把握することが困難であり、不安定な指標のように思われます。次期計画では、噛み方に關する適切な評価指標の見直しが必要だと考えます。

佐世保市においては、孫育て講座、離乳食講座などを通じて、教室対象者に応じた噛み方に関する情報提供を行っています。また、「よい歯の表彰・子ども期研修会」の中では、う蝕や歯肉炎などの歯科疾患の予防にとどまらず、食育などの分野の話を盛り込むことで、噛み方についての情報提供を行っています。引き続き、このような事業を通じて噛み方についての情報提供を行っていくことが大切です。

(3) 学齢期(6~11歳)・青少年期(12~19歳)



ア 指標の達成度

指標		策定時	目標値	現状値	データソース	評価
基本 計 画	むし歯※1のない者の割合 11歳(小6)	平成13年度	平成24年度	平成23年度	学校歯科健診	A
		37.6%	60%	62.6%		
	むし歯※1のない者の割合 14歳(中3)	平成13年度	平成24年度	平成23年度	学校歯科健診	A
		24.4%	40% (第4次実施 計画策定時に上方修正 50%)	47.3%		(B) 上方修正 した目標 値に対す る評価
	むし歯※1のない者の割合 17歳(高3)	平成13年度	平成24年度	平成23年度	学校歯科健診	A
		10.5%	30% (第4次実施 計画策定時に上方修正 50%)	39.0%		(B) 上方修正 した目標 値に対す る評価
	一人平均むし歯数 6歳(小1)	平成13年度	平成24年度	平成23年度	学校歯科健診	B
		0.17本	0本	0.07本		
	一人平均むし歯数 11歳(小6)	平成13年度	平成24年度	平成23年度	学校歯科健診	B
		2.0本	0.7本	1.0本		
	一人平均むし歯数 12歳(中1)	平成13年度	平成24年度	平成23年度	学校歯科健診	B
		2.4本	1.0本	1.2本		
	一人平均むし歯数 14歳(中3)	平成13年度	平成24年度	平成23年度	学校歯科健診	B
		3.6本	1.1本	1.9本		
	一人平均むし歯数 17歳(高3)	平成13年度	平成24年度	平成23年度	学校歯科健診	B
		4.0本	2.0本	2.8本		
	歯肉炎保有者(GO※2要観察 者率+G※2要治療者率) 14歳(中3)	平成13年度	平成24年度	平成23年度	学校歯科健診	A
		35.7%	30%以下	29.8%		
	歯肉炎保有者(GO※2要観察 者率+G※2要治療者率) 17歳(高3)	平成13年度	平成24年度	平成23年度	学校歯科健診	B
		39.4%		31.0%		
	事後措置を受けた者における 処置完了者率 (小1~小6)	平成13年度	平成24年度	平成23年度	学校歯科健診	B
		39.4%	20%以下	31.0%		

指標	策定時	目標値	現状値	データソース	評価
実施計画	12歳児の一人平均むし歯数	平成20年度 1.37本	平成24年度 1.0本以下	平成23年度 1.2本	学校歯科健診 b
	14歳児の歯肉炎有病率	平成20年度 36.3%	平成24年度 30%以下	平成23年度 29.8%	学校歯科健診 a
	フッ化物入り歯磨剤を利用したむし歯予防を実施している者の割合	平成17年度 76.0%	平成24年度 90%	平成23年度 —	歯科保健生活習慣調査
	歯科保健教育推進校の拡大	平成20年度 4校	平成24年度 5校	平成23年度 5校	佐世保市教育委員会 a

イ 課題及び今後の方向性



1) 基本計画について

学齢期におけるう蝕、および歯肉炎に関する指標は、順調に改善しており、「むし歯のない者の割合：11歳（小6）」「歯肉炎保有者（要観察者率+要治療者率）：14歳（中3）」では目標値を達成しています。学童期におけるむし歯は、成人期のむし歯と比較して進行が早いため、定期検診を通じての早期発見・早期治療が必要です。しかしながら、「事後措置を受けた者における処置完了者率（小1～小6）」はいまだ43%であり、目標の60%には達していません。学校での、保護者への積極的な働きかけを通じて事後措置率の向上を目指す必要があります。

2) 実施計画について

実施計画の重点項目である「フッ化物入り歯磨剤を利用したむし歯予防を実施している者の割合」については、最終年度に歯科保健生活習慣調査を実施していないため評価できませんでした。しかしながら、現状では市販の歯磨剤のおおよそ90%（NPO法人 日本むし歯予防フッ素推進会議 ホームページより）にはフッ化物が配合されているため、意識的に利用しているかは不明だが、多くの者がフッ化物配合歯磨剤を使用していると考えられます。フッ化物配合歯磨剤のう蝕予防効果は大きく30～40%（e-ヘルスネット－厚生労働省－より）であると言われています。また、フッ化物洗口とあわせて利用することにより、さらに効果は高まることがわかっています。家庭でのフッ化物配合歯磨剤のう蝕予防効果についての情報提供を行い、フッ化物に対する正しい知識を身につけさせることが大切です。

フッ化物洗口を実施している学校は、現在、黒島小・中学校の2校です。佐世保市歯・口腔の健康づくり推進条例施行に併せ、取組の拡大を図ると同時に、フッ化物使用についての理解を広げる必要があります。そのため、各学校の現状・課題を把握し、学校

現場の教職員・学校歯科医の理解及び保護者の理解と同意を得ること等、環境を整えていき、環境が整った学校から、各学校と市教委が協議しながら実施・推進していくことを目指していきます。



(4) 成人期（19～64歳）・高齢期（65歳以上）

ア 指標の達成度

	指標	策定時	目標値	現状値	データソース	評価
基本計画	残存歯数（40代）	平成13年度	平成24年度	平成23年度	成人歯科健診（委託歯科健診、所内歯科健診、離島歯科健診）	C
	26.6本	28本	26.6本			
	残存歯数（50代）	平成13年度	平成24年度	平成23年度	成人歯科健診（委託歯科健診、所内歯科健診、離島歯科健診）	C
	25.1本	26本	24.0本			
	残存歯数（60代）	平成13年度	平成24年度	平成23年度	成人歯科健診（委託歯科健診、所内歯科健診、離島歯科健診）	B
	21.2本	24本	22.2本			
実施計画	残存歯数（70代）	平成13年度	平成24年度	平成23年度	成人歯科健診（委託歯科健診、所内歯科健診、離島歯科健診）	B
	11.8本		平成23年度			
	残存歯数（80代）	平成19年度	平成24年度	平成23年度	成人歯科健診（委託歯科健診、所内歯科健診、離島歯科健診）	B
	10.4本	20本	15.2本			
	毎年、歯科健診を受けるものの割合を増やす	平成13年度	平成24年度	平成23年度	けんこうシップさせぼ 21	B
	25.4%	50%	46.5%			
実施計画	歯科健診を実施している事業所数の増加	平成20年度	平成24年度	平成23年度	佐世保市歯科医師会事業所調査	a
	4か所	増加	8か所			
	勤労者における歯科健診受診者数の増加	平成20年度	平成24年度	平成23年度	佐世保市成人歯科健診	a
	100人	増加	304人			
実施計画	成人歯科健診受診者数の増加	平成17年度	平成24年度	平成23年度	佐世保市成人歯科健診	a
	1087人	増加	1400人			
	一般高齢者施策（口腔ケア※2）への参加者の増加	平成20年度	平成24年度	平成23年度	一般高齢者施策	a
	309人	増加	428人			



イ 課題及び今後の方向性

1) 基本計画について

成人期、高齢期における基本計画の目標である残存歯数については、70歳代、80歳代では順調に向上しているものの、40歳代、50歳代、および60歳代では横ばい状態でした。成人期、高齢期に対しては、成人歯科保健事業、および国保歯科ドックがあげられます。成人期、高齢期における歯の喪失を予防するには、歯周疾患の予防が重要です。歯周疾患は、自覚症状がないままに進行していく疾患であり、症状を自覚した時には、すでに重度の歯周疾患となっている可能性が高い疾患です。歯周疾患の予防方法などを情報提供するとともに、定期的な歯科受診をすすめてゆく必要があります。健康シップさせぼ21の策定時（2001年）と最終年度（2011年）に行った市民対象の健康調査によると、定期的に歯科健診を受診している者の割合は、25%から47%へと順調に向上しています。引き続き、歯科健診の受診を促す取り組みが必要です。

2) 実施計画について

実施計画の重点項目である「歯科健診を実施している事業所数の増加」「勤労者における歯科健診受診者数の増加」は、ともに上昇しているものの、実数はわずかに8事業所、304名という数値となっています。前述したように、成人期の歯の喪失理由は、歯周疾患が多くを占めます。とくに歯周疾患の発症時期である20歳から40歳代における歯科受診は重要です。地域職域連携事業などを通じて、さらに地域と職域の連携をすすめ、事業所においても歯科疾患健診の重要性を理解してもらい、歯科保健教育、指導、健診などが広く実施されるよう期待します。

「一般高齢者施策（口腔ケア^{※2}）への参加者の増加」については、309名から428名に増加している者の、まだ実人数は少ないのが現状です。高齢期における口腔ケアの目的は、歯科疾患の予防はもちろんのこと、口腔機能の低下予防が重要です。口腔機能の低下を予防することは、摂食・嚥下障害を予防し、誤嚥性肺炎の予防にもつながります。高齢期の口腔ケアへの参加者を増やすためには、高齢期における口腔ケアの特徴を理解してもらう取り組みが必要です。



(5) 要援護高齢者・障がい者

ア 指標の達成度

	指標	策定時	目標値	現状値	データソース	評価
実施計画	かかりつけ歯科医師を持っている者の割合の増加	平成 18 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	在宅障がい者（身体・知的）実態調査	—
		66%	増加	—		
	障がい者受け入れ歯科医院数の増加	平成 20 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	障がい者（児）のかかりつけ歯科医登録医療機関特定高齢者施策	b
		53 診療所	70 診療所	54 診療所		
特定高齢者施策※（口腔ケア）への参加者の増加	平成 20 年度	平成 24 年度	平成 23 年度		特定高齢者施策	a
		24 人	増加	69 人		
予防給付事業（口腔ケア）への参加者の増加	平成 20 年度	平成 24 年度	平成 23 年度		予防給付事業	a
		22 人	増加	68 人		

イ 課題及び今後の方向性

1) 基本計画について

障がいを有する者の歯科治療は、専門的な施設や処置が必要な場合が多いため、とくに歯科疾患の予防が大切になります。かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健診を通じての口腔管理と早期発見・早期治療が重要です。障がい者に対する歯科保健に関する実態は把握できていないのが現状です。定期的な実態把握が必要です。

また障がい者のかかりつけ歯科として佐世保市歯科医師会に登録されている歯科診療所は、現在 54 施設です。歯科医師会と協力してさらなる登録歯科診療所を増加させることが必要です。

2) 実施計画について

「特定高齢者（二次予防対象者）施策への参加者の増加」「予防給付事業への参加者の増加」とともに「a」評価となっております。しかしながら実数は 70 名程度と少ないのが現状です。二次予防対象者に対して、口腔状態チェック（3 項目）をおこない、3 項目中 2 項目該当する者に対しては、「運動・栄養・口腔」の三分野のいずれかに当てはまる分野の教室を開催しています（口腔を受けた委託先：15か所）。しかしながら、二次予防対象者となっても口腔ケアを希望する人は少ないので現状です。介護教室において口腔ケアの教室開催、訪問歯科診療医の一覧表の作成、口腔ケアに関するパンフレット作成などといった二次予防事業対象者への取組を行う必要があります。予防給付事業についても同様の取り組みが必要です。

(6) 障がい児

ア 指標の達成度

	指標	策定時	目標値	現状値	データソース	評価
基本計画	かかりつけ歯科医院の定着を図る	平成 13 年度 62%	平成 24 年度 100%	平成 23 年度 57.4%	子ども発達センター受診者対象のお口の健康に関するアンケート結果	c
実施計画	かかりつけ歯科医師を持っている者の割合の増加	平成 20 年度 68.8%	平成 24 年度 増加	平成 23 年度 57.4%	発達センター受診者対象のお口の健康に関するアンケート結果	c
	障がい者受け入れ歯科医院数の増加	平成 20 年度 53 診療所	平成 24 年度 70 診療所	平成 23 年度 54 診療所	障がい者（児）のかかりつけ歯科医登録医	b

イ 課題及び今後の方向性

1) 基本計画について

かかりつけ歯科医を持つ者の割合は、横ばいあるいは減少となっています。障がい者の項で記載したように、障がいを有する者では歯科治療より歯科疾患の予防がとても大切です。

2) 実施計画について

障がい児のかかりつけ歯科として佐世保市歯科医師会に登録されている歯科診療所は、現在 54 施設です。歯科医師会と協力してさらなる登録歯科診療所を増加させることが必要です。さらに障がい児、およびその保護者に対しての情報提供をすすめます。



2 まとめ

各ライフステージ	指標の達成率(▲及び△評価)	
	基本計画	実施計画
1. 妊産婦期	(0／1項目)	(2／5項目)
2. 乳幼児期	(1／9項目)	(1／6項目)
3. 学齢期・青少年期	(4／12項目)	(2／4項目)
4. 成人期・高齢期	(0／6項目)	(4／4項目)
5. 要援護高齢者・障がい者	(0／0項目)	(2／4項目)
6. 障がい児	(0／1項目)	(0／2項目)

佐世保市歯科保健基本計画の最終評価

評価区分	項目数	割合	主な目標項目
A 達成	5項目	17.9%	・5・11・14・17歳児のむし歯がある者の割合 ・14歳児の歯肉炎保有者率
B 改善	20項目	71.4%	・3歳児のむし歯がある者の割合 ・12歳児の一人平均むし歯数など
C 低迷・悪化	3項目	10.7%	・40歳代・50歳代の者の平均残存歯数 ・かかりつけ歯科医を持つ障がい児の割合

【主要課題】

子どものむし歯や歯周炎は確実に減少しており、今後も着実に改善を図る必要があります。

また、壮年期の口腔状態の改善に向け、若い世代から歯科疾患予防に取り組むことや、定期的に歯科健診を受けることを促進する必要が今後の大きな課題となります。



佐世保市歯・口腔の健康づくり推進計画

平成25年3月

[編集・発行]

佐世保市保健福祉部 健康づくり課

〒857-0042 佐世保市高砂町5-1

TEL 0956-24-1111 (代表)

FAX 0956-24-1346